

令和3年6月30日

廃棄物減量等推進審議会 資料7

# 東久留米市一般廃棄物処理基本計画

平成29年3月

(平成29年5月一部見直し)

東久留米市



# 目 次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の範囲.....	3
4 計画期間.....	3
5 計画の進行管理.....	4
第2章 本市の概要.....	5
1 位置・地形.....	5
2 人口.....	5
3 産業別就業人口.....	7
4 土地利用状況.....	8
5 上位計画.....	9
(1) 基本構想・基本計画.....	9
(2) 環境基本計画.....	9
第3章 ごみ・資源の現状.....	10
1 社会的情勢.....	10
(1) 関係法令の体系.....	10
(2) 国の計画.....	11
(3) 東京都の計画.....	11
2 ごみ・資源の処理の状況.....	12
(1) ごみ・資源の分別区分.....	12
(2) ごみ・資源の排出方法.....	13
(3) ごみ・資源の処理フロー.....	15
3 ごみの排出量.....	16
(1) ごみ排出量の実績.....	16
(2) 1人1日平均排出量.....	17
(3) 種類別ごみ排出量の内訳.....	18
4 資源化の実績.....	18
(1) 資源回収量の推移.....	18
(2) リサイクル率の推移.....	19
5 収集・運搬の状況.....	20
6 中間処理.....	22
(1) 中間処理施設.....	22

(2) 焼却処理量.....	24
(3) 不燃・粗大ごみ処理量.....	24
(4) 残渣の処理.....	25
7  ごみ処理経費.....	25
(1) ごみ処理経費の推移.....	25
(2) 市民一人あたりのごみ処理経費.....	26
8  ごみ減量化・再生利用の状況.....	27
(1) 家庭系ごみ有料化の導入.....	27
(2) ごみの減量化・資源化.....	27
(3) 広報、啓発活動及び環境学習.....	28
(4) 事業系ごみの排出抑制・資源化の推進.....	28
(5) 使用済み小型家電の分別収集.....	28
(6) 集団回収.....	28
9  多摩地域の状況.....	29
第4章  ごみ処理基本計画.....	31
1  基本方針.....	31
2  主体別の行動指針.....	32
(1) ごみ排出量の抑制.....	32
(2) リサイクルの推進.....	33
(3) パートナーシップの構築.....	34
3  減量化・資源化目標.....	35
(1) 第2期計画目標値との比較.....	35
(2) 目標値の設定.....	36
(3) ごみ排出量の見通し.....	37
(4) 資源化量の見通し.....	37
4  ごみ処理基本計画.....	38
(1) ごみ排出抑制計画.....	38
(2) 分別排出計画.....	40
(3) 収集・運搬計画.....	41
(4) 中間処理、最終処分計画.....	42
第5章  生活排水処理基本計画.....	43
1  計画目標年度.....	43
2  計画目標.....	43
3  生活排水の現状.....	43
(1) 下水道普及率の推移.....	43
(2) し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移.....	43

(3) 収集・運搬方法.....	44
(4) 処理方法.....	45
(5) 生活排水処理の課題.....	45
4 生活排水排出量の予測.....	45
(1) 生活排水量の推計結果.....	45
5 生活排水の適正処理計画.....	46
(1) 基本方針.....	46
(2) 収集・運搬計画.....	46
(3) 中間処理計画.....	46
資料編.....	47
1  ごみ排出量の予測.....	47
2  東久留米市廃棄物減量等推進審議会.....	59
3  用語集.....	61



# 第1章 計画の基本的事項

## 1 計画策定の趣旨

東久留米市（以下、「本市」という。）では、市域における一般廃棄物の減量や適正な処理及び資源の有効利用を図るため、平成19年度に平成33年度までの15年間の長期計画として東久留米市一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）を策定し、平成23年度には第2期として改定を行いました。

計画改定から5年が経過し、本計画における最重点課題であった、有料化については、平成29年10月からの導入に向けた準備を進めており、その一環として平成28年10月から「燃やせるごみ」及び「古布類」の戸別収集を開始しました。

また、この間、国では「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更（平成28年1月）、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）」の施行、「第三次循環型社会形成推進基本計画」（平成25年5月閣議決定）の策定など大きな変更がありました。

第三次循環型社会形成推進基本計画では、環境負荷の低減により高い効果が期待できる2R（リデュース・リユース）の取り組みがより進む社会経済システムの構築や使用済み小型家電からの有用金属の回収等、リサイクルの質にも着目した循環型社会の形成が強く求められています。

このような状況を踏まえて、より一層のごみの減量・資源化の促進と適正処理を推進し、将来世代に継承できる持続的発展が可能なまちをつくるため、平成29年度から平成33年度までの5年間の計画を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項に定める「当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画」に位置付けられます。なお、本計画は、国の「第三次循環型社会形成推進基本計画」、東京都の「東京都資源循環・廃棄物処理計画」（平成 28 年 3 月）等の各種計画と整合を図り、本市の上位計画である「基本構想」、「東久留米市第 4 次長期総合計画後期基本計画」（平成 28 年 3 月）の基本理念を実現するための廃棄物処理に関する計画として、廃棄物の発生抑制と資源化の促進を図るための方策を定めます。

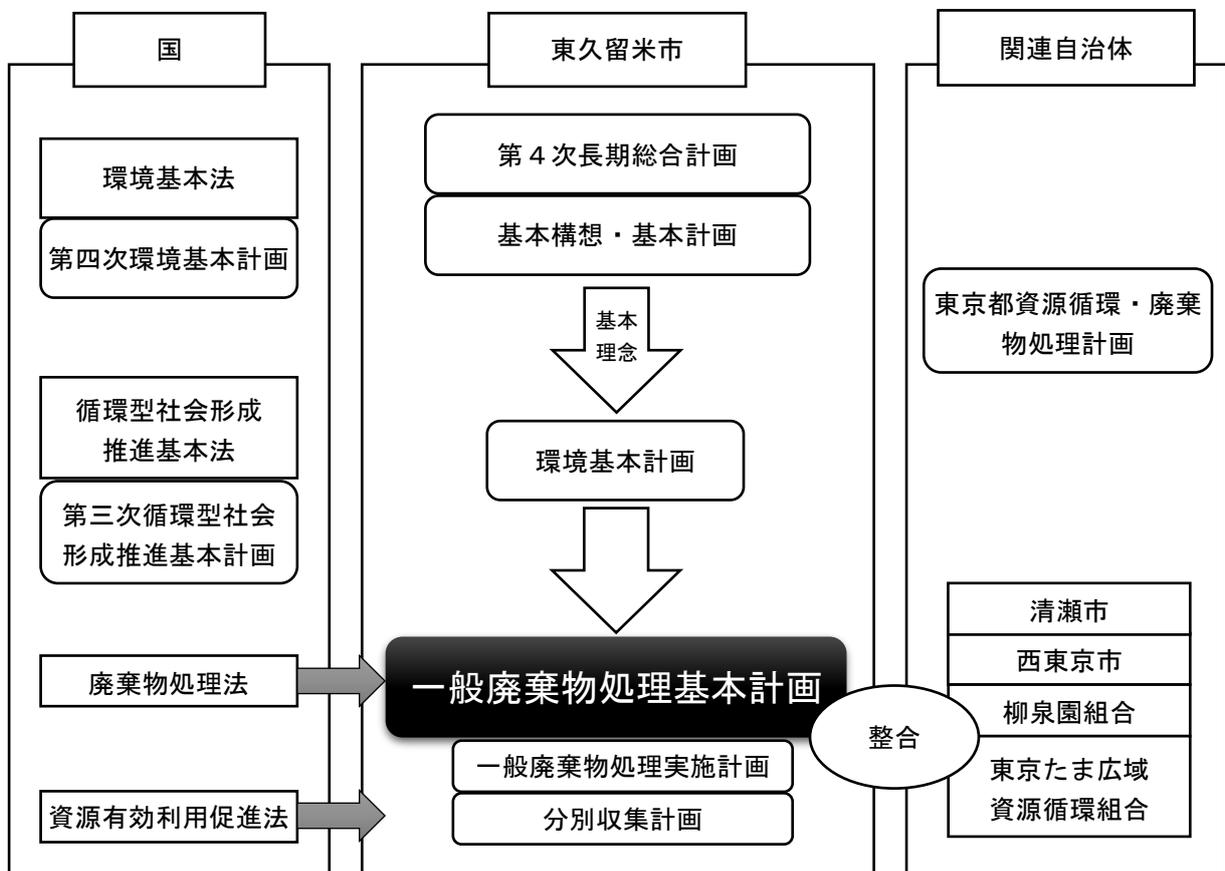


図 1-1 計画の位置付け

### 3 計画の範囲

本計画は、市内で発生する一般廃棄物（ごみ・生活排水）を対象とします。

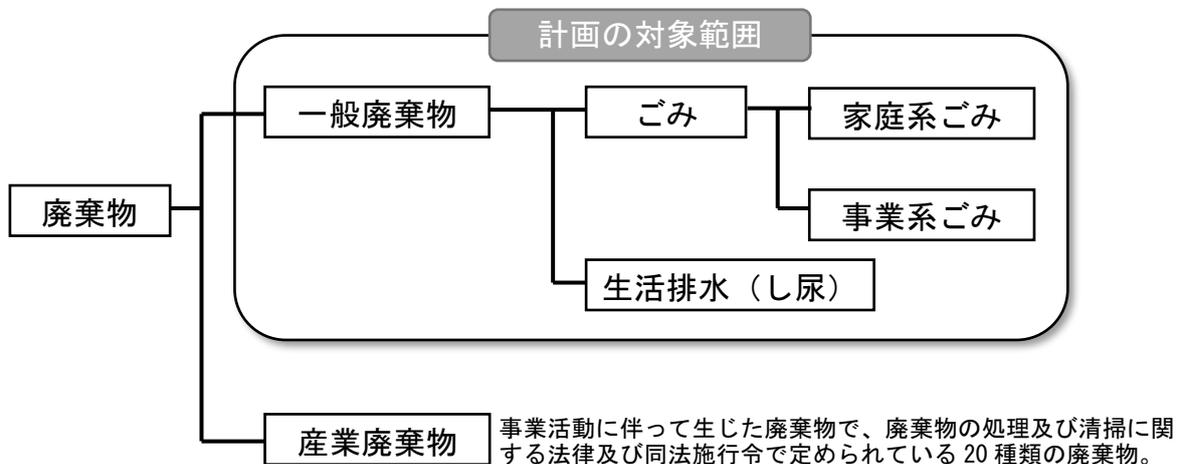


図 1-2 計画の範囲

### 4 計画期間

本計画は、平成 19 年度に策定した計画に基づき平成 23 年度の改定から 5 年が経過したことから、第 2 期計画の見直しを行い、第 3 期計画として平成 29 年度から計画目標年度の平成 33 年度までの計画を定めるものです。

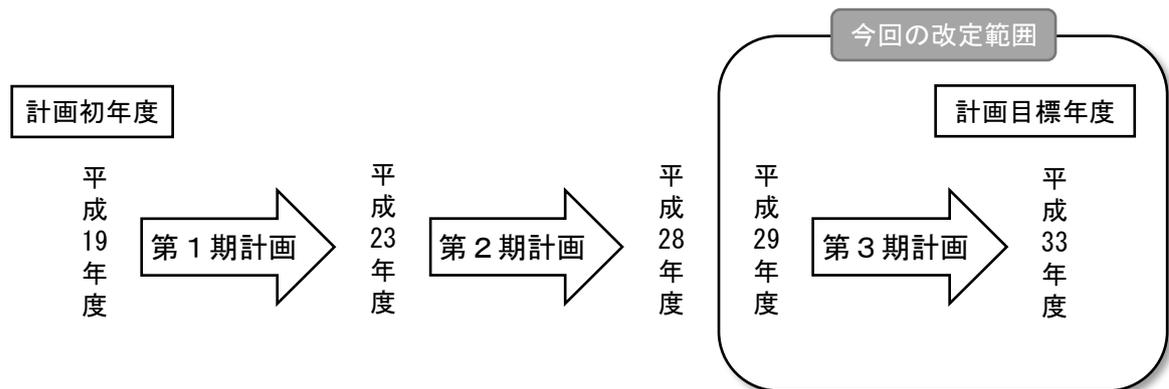


図 1-3 計画期間

## 5 計画の進行管理

計画の実行性を確保するため、P D C Aサイクルに基づき計画の実施状況を把握しながら、必要に応じて施策の強化や新たな施策を実施することで、目標達成に向けて計画の進行管理を行います。

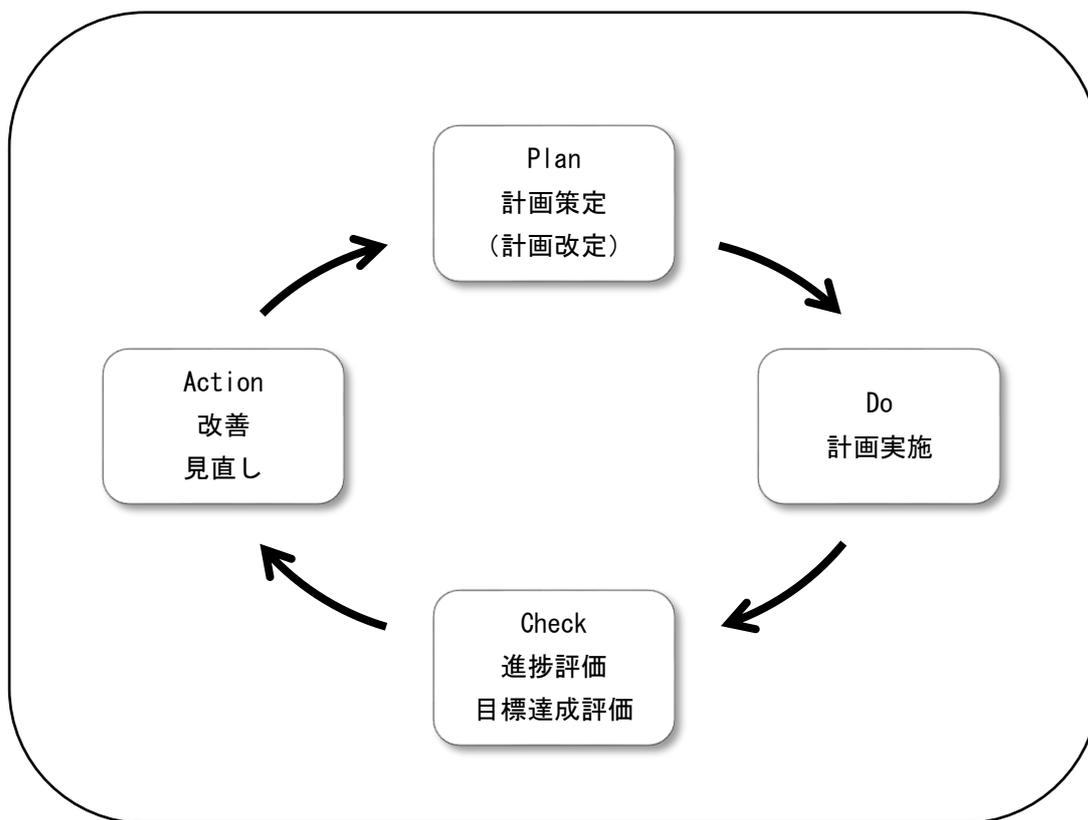


図 1-4 P D C Aサイクルのイメージ図

## 第2章 本市の概要

### 1 位置・地形

本市は、武蔵野台地のほぼ中央に位置し、北東は埼玉県新座市、西は東村山市、南は西東京・小平の2市、北は清瀬市に接し、東西約6.5 km、南北約3.5 km、面積は12.88 km<sup>2</sup>となっています。

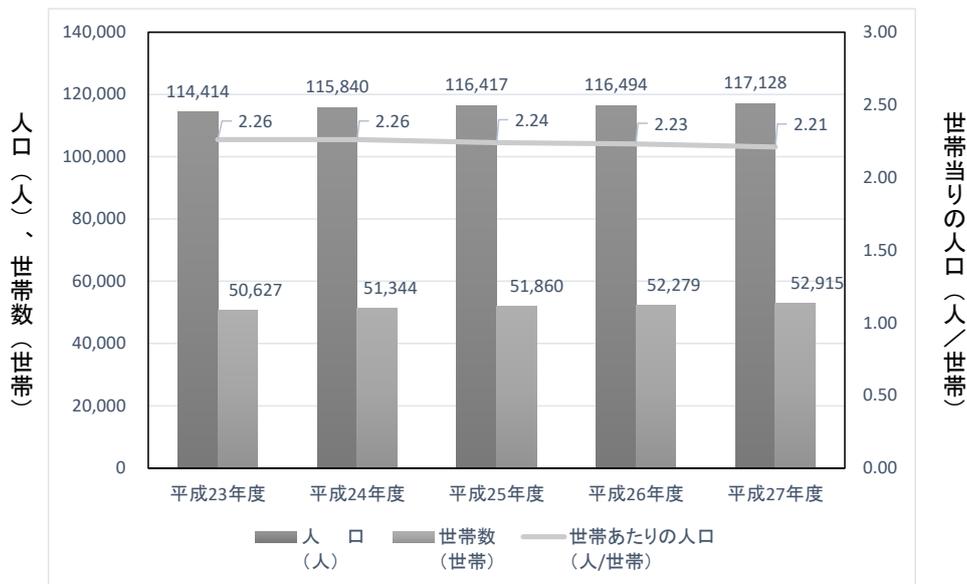
標高は70メートルから40メートルの範囲を西から東へなだらかに傾斜し、市の中央を黒目川・落合川が東流しています。また、地下水も豊富で、川沿いの至る所に湧水が見られます。

### 2 人口

平成23年度から平成27年度までの人口と世帯の推移を表2-1、図2-1に、年齢構成別人口の推移を表2-2、図2-2に示します。

表2-1 人口、世帯数の推移

項目	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人口 (人)		114,414	115,840	116,417	116,494	117,128
世帯数 (世帯)		50,627	51,344	51,860	52,279	52,915
世帯あたりの人口 (人/世帯)		2.26	2.26	2.24	2.23	2.21

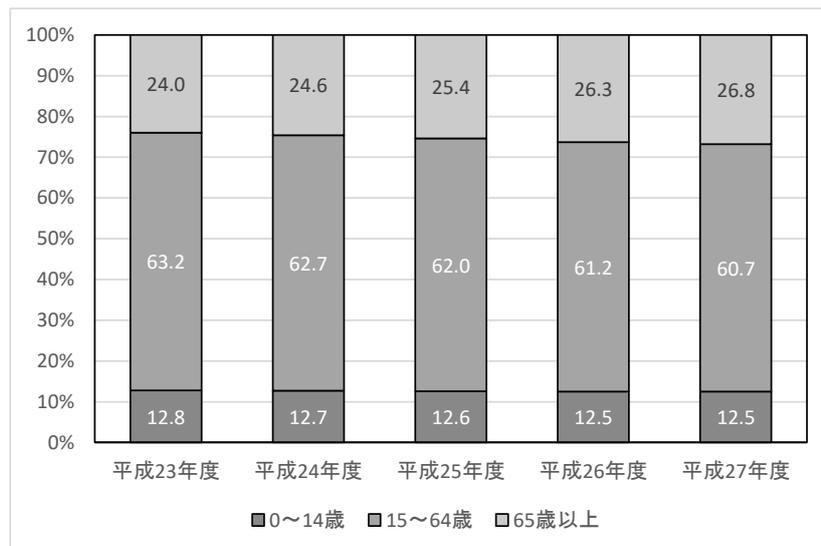


※各年度1月1日現在（平成23年度の場合、平成24年1月1日の人口）  
 ※平成23年度は外国人人口を含まない。  
 ※資料：統計東久留米 平成27年版

図2-1 人口、世帯数の推移

表 2-2 年齢構成別人口の推移

年齢層	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
0～14歳	人	14,610	14,673	14,645	14,594	14,585
	%	12.8	12.7	12.6	12.5	12.5
15～64歳	人	72,339	72,664	72,157	71,319	71,146
	%	63.2	62.7	62.0	61.2	60.7
65歳以上	人	27,465	28,503	29,615	30,581	31,397
	%	24.0	24.6	25.4	26.3	26.8



※各年度1月1日現在（平成23年度の場合、平成24年1月1日の人口）  
 ※平成23年度は外国人人口を含まない。  
 ※資料：統計東久留米 平成27年版

図 2-2 年齢構成別人口の推移

本市の人口及び世帯数は、緩やかに増加していますが、世帯当たりの人口は減少しています。また、年齢構成別の人口では65歳以上の人口が、この5年間で2.8%増加しており、本市においても高齢化が現実化していると考えられます。

### 3 産業別就業人口

平成 21 年度及び平成 26 年度の産業別就業人口を表 2-3 に、平成 26 年度の産業別就業人口の割合を図 2-3 に示します。

就業人口の推移をみると、第 2 次産業での減少が大きく、第 3 次産業で増加しているにもかかわらず全体では減少しています。

表 2-3 産業別就業人口

産業分類	平成21年度				平成26年度			
	事業所数 (事業所)	構成割合 (%)	従業者数 (人)	構成割合 (%)	事業所数 (事業所)	構成割合 (%)	従業者数 (人)	構成割合 (%)
全産業	3,037	100.0	31,102	100.0	3,104	100.0	30,758	100.0
第1次産業	11	0.4	76	0.2	12	0.4	79	0.3
農林漁業	11	0.4	76	0.2	12	0.4	79	0.3
第2次産業	561	18.5	6,381	20.5	536	17.3	5,424	17.7
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	398	13.1	2,439	7.8	380	12.3	2,021	6.6
製造業	163	5.4	3,942	12.7	156	5.0	3,403	11.1
第3次産業	2,465	81.1	24,645	79.3	2,556	82.3	25,255	82.0
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.1	9	0.0	2	0.1	12	0.0
情報通信業	53	1.7	1,113	3.6	43	1.4	636	2.1
運輸業、郵便業	52	1.7	1,824	5.9	54	1.7	1,391	4.5
卸売業、小売業	769	25.3	7,341	23.6	753	24.3	7,797	25.3
金融業、保険業	36	1.2	638	2.1	35	1.1	362	1.2
不動産業、物品賃貸業	275	9.1	905	2.9	262	8.4	793	2.6
学術研究、専門・技術サービス業	116	3.8	480	1.5	109	3.5	489	1.6
宿泊業、飲食サービス業	319	10.5	2,599	8.4	343	11.1	3,070	9.9
生活関連サービス業、娯楽業	262	8.6	1,516	4.9	268	8.6	1,356	4.4
教育、学習支援業	140	4.6	2,279	7.3	168	5.4	2,203	7.2
医療、福祉	262	8.6	3,906	12.6	339	10.9	5,125	16.7
複合サービス業	17	0.6	248	0.8	16	0.5	424	1.4
サービス業(他に分類されないもの)	149	4.9	1,221	3.9	152	4.9	992	3.2
公務(他に分類されるものを除く)	13	0.4	566	1.8	12	0.4	605	1.9

※資料：総務省統計局 平成 21 年経済センサス基礎調査  
平成 26 年経済センサス基礎調査

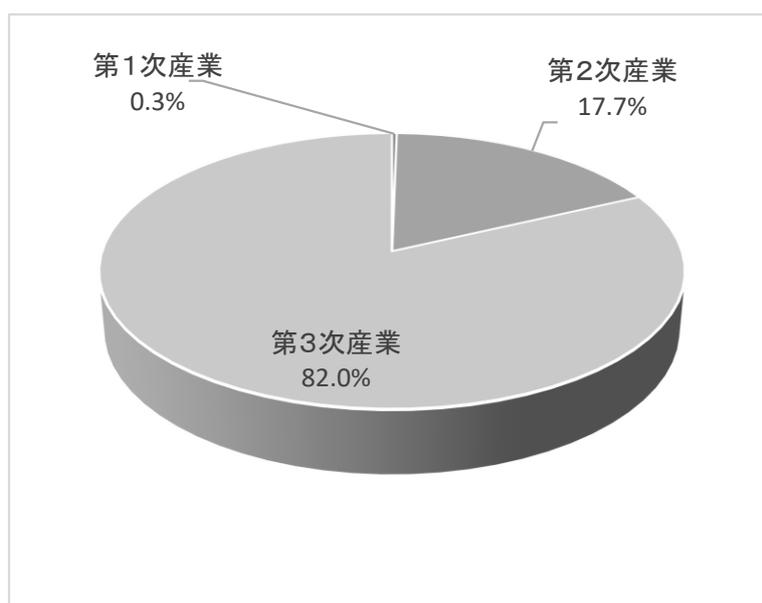


図 2-3 産業別就業人口の割合 (平成 26 年度)

#### 4 土地利用状況

土地利用面積の推移を表 2-4 に、平成 27 年の土地利用の割合を図 2-4 に示します。

土地利用の状況は平成 23 年以降、山林、その他の面積に変化はありませんが、宅地面積が増加し、畑面積が減少しています。

表 2-4 土地利用面積の推移

種類	単位	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
宅地	km <sup>2</sup>	7.13	7.15	7.19	7.23	7.25
	%	55.2	55.3	55.7	56.0	56.3
畑	km <sup>2</sup>	1.81	1.78	1.75	1.70	1.67
	%	14.0	13.8	13.5	13.2	13.0
山林	km <sup>2</sup>	0.15	0.15	0.16	0.16	0.16
	%	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
その他	km <sup>2</sup>	3.83	3.84	3.82	3.83	3.80
	%	29.6	29.7	29.6	29.6	29.5
合計	km <sup>2</sup>	12.92	12.92	12.92	12.92	12.88
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※市の総地積は平成 26 年 10 月 1 日国土地理院測定「全国都道府県市町村別面積調」による面積変更に基づき、平成 27 年から 12.88 km<sup>2</sup>となっている。

※資料：統計東久留米 平成 27 年版

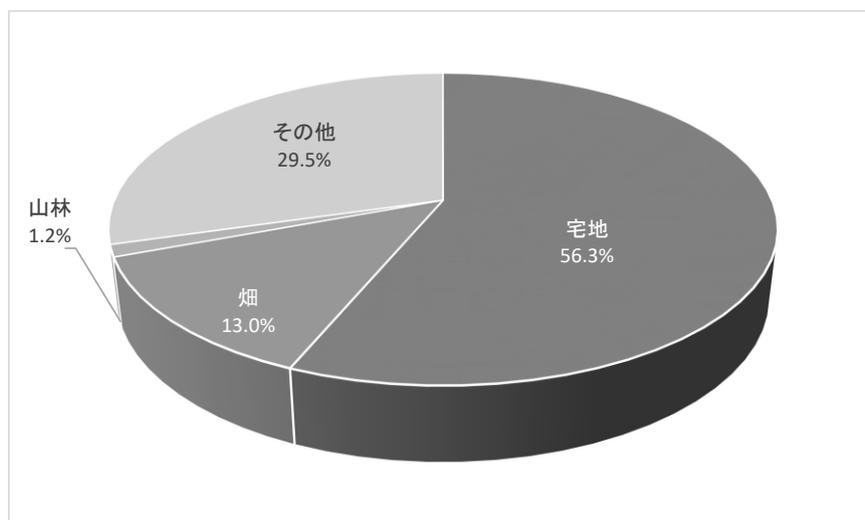


図 2-4 土地利用の割合 (平成 27 年)

## 5 上位計画

### (1) 基本構想・基本計画

基本構想、基本計画は本市における長期的かつ総合的なまちづくりの指針として、最上位に位置づけられるものです。

本市では、平成 28 年 3 月に東久留米市第 4 次長期総合計画後期基本計画を策定し、基本構想の中で本市の将来像を「“自然 つながり 活力あるまち” 東久留米」としています。

本市の将来像を実現していくための施策の一つとして、基本計画の中では「環境負荷低減の推進」が掲げられています。

一般廃棄物に関しては「資源循環型社会の推進」として、次の 3 つの基本的な方向性が示されています。

- ① 一般廃棄物処理基本計画の基本方針に沿ってごみ処理を展開し、より一層のごみの排出抑制、減量化、資源化を積極的に推進し、環境への負荷の少ない資源循環型社会の形成をめざします。
- ② 市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を十分に認識し、相互に協力・連携するためのパートナーシップの構築を図り、ごみ減量化の仕組みづくりを進めます。
- ③ 家庭ごみ有料化については、これまで行ってきたごみ減量化・資源化対策の結果を踏まえて、有効な実施方法や時期、費用対効果を含めて総合的に検討します。

### (2) 環境基本計画

環境基本計画は環境基本条例第 7 条に基づき策定されています。同時に「東久留米市第 4 次長期総合計画」を上位計画とし、同計画に掲げる「まちの将来像」を環境面から実現するための基本計画として位置づけられています。

本市では平成 28 年 3 月に第二次環境基本計画を策定し、「将来の環境像」を「水と緑、地球環境にやさしい暮らしをみんなで育むまち “東久留米” 」としています。

本市の将来の環境像を実現していくための施策の一つとして、基本方針 2 「地球環境対策に取り組む、安心で美しいまち」の中で、個別目標 5 として「ごみの減量・再利用・リサイクルを通して資源循環を進める」としています。

# 第3章 ごみ・資源の現状

## 1 社会的情勢

### (1) 関係法令の体系

廃棄物・リサイクル行政の理念の基本となるのが「循環型社会形成推進基本法（以下、「循環基本法」といいます。）」です。同法は環境基本法の基本理念に則り、循環型社会の形成についての基本原則を定めるなど、循環型社会の形成に関する「基本法」としての位置づけを与えられています。また、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの義務を規定し、事業者及び国民の排出者責任を明らかにするとともに、生産者が自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を採用しています。

基本的枠組法である循環基本法の下で具体的に実施される個別法が、廃棄物処理の骨格をなす「廃棄物処理法」、資源の有効な利用の確保を目的とする「資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」といいます。）」、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」といいます。）」、「特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」といいます。）」等の各種リサイクル法などです。

基本的な枠組みとなる法（「循環基本法」）と個別法（「廃棄物処理法」、各種リサイクル法）という法体系の下で、循環型社会の形成への取り組みが総合的に行われています。

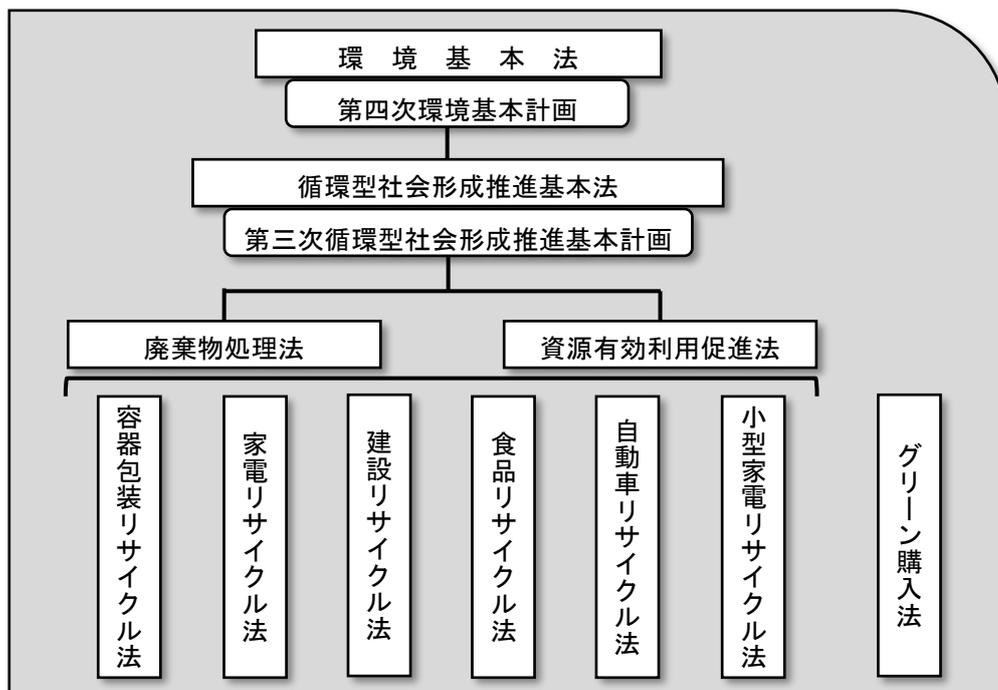


図 3-1 循環型社会形成のための法制度

## (2) 国の計画

国では循環基本法に基づき、平成 25 年 5 月に第三次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。

その中の取り組むべき課題のひとつとして、「2 R の取組がより進む社会経済システムの構築」が掲げられています。

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減していくために、リサイクルに先立って、2 R（リデュース、リユース）を可能な限り推進することや、食品関連事業者や消費者が一体となって取り組むべき課題として食品ロスへの対応が挙げられました。また、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成 15 年法律第 130 号。）の中では、平成 23 年の法改正を受けて、環境保全活動の主たる目的として「循環型社会の形成」が明示されたことから、学校・地域における循環型社会の形成に向けた環境保全活動等の更なる推進を図っていく必要があることなどが示されています。

## (3) 東京都の計画

都では、平成 28 年 3 月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定しています。その中で、2030 年に実現する姿として、「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」を掲げ、その実現に向けた目標を次のように示しています。

### 計画目標 1 資源ロスの削減

- ・食品ロスをはじめとする資源ロスの削減を進める。

### 計画目標 2 「持続可能な調達」の普及

- ・低炭素・自然共生・循環型の資源選択を促進し、持続可能な調達・購入を都内の事業活動や消費行動に定着させる。

### 計画目標 3 循環的利用の推進と最終処分量の削減

- ・一般廃棄物の再生利用率  
2020 年度 27% → 2030 年度 37%
- ・最終処分量を着実に削減し、処分場の更なる延命化を図る。
- ・最終処分量（一般廃棄物・産業廃棄物計）

2020 年度 2012 年度比 14%削減（最終処分率 3.7%）

2030 年度 2012 年度比 25%削減（最終処分率 3.3%）

### 計画目標 4 適正かつ効率的な処理の推進

- ・都内から排出された産業廃棄物の不法投棄等を防止し、適正処理の徹底を図る。
- ・優良な処理業者が市場で評価され、優位に立つことのできる環境を醸成する。
- ・廃棄物の効率的な収集運搬及び処理を推進する。

### 計画目標 5 災害廃棄物の処理体制

- ・災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する体制を構築する。

## 2 ごみ・資源の処理の状況

### (1) ごみ・資源の分別区分

ごみ・資源の分別区分を表 3-1 に示します。

表 3-1 ごみ・資源の分別区分

分別区分		ごみの種類	
燃やせるごみ		台所ごみ、リサイクルできない紙類（感熱紙・写真・ティッシュ・ワックス加工紙・カーボン紙等）、衛生上燃やさなければならぬごみ（おむつ等）、落ち葉、草	
燃やせないごみ		金属・ガラス（飲食用以外のびん・缶類）、陶器類、プラマークのついていないプラスチック製品（製品・ビニール・おもちゃなど）、ゴム、革、白熱電球、ボール電球、点灯管	
粗大ごみ		分解・解体前の大きさでどこか一辺の長さが30センチ以上のもの（電気・ガス・石油器具、家具・寝具、OA機器、趣味・健康用品、その他）	
有害ごみ		蛍光管、体温計、温度計等	
乾電池		乾電池	
スプレー缶・カセットボンベ		殺虫剤等スプレー缶、カセットボンベ	
ビデオテープ・カセットテープ		ビデオテープ、カセットテープ	
資源物	びん	飲食品の入っていたガラスびん	
	缶	飲食品の入っていた缶	
	ペットボトル	飲料、酒類、しょうゆ、本みりんのペットボトル	
	容器包装プラスチック	ボトル類、ふた類、袋類・フィルム類、パック類、カップ類、トレイ類、緩衝材類	
	紙類	新聞・チラシ	新聞紙、チラシ
		段ボール	段ボール
		雑誌・雑がみ	菓子箱、はがき、封筒（窓なし）、本・週刊誌等
	紙パック類	内側が白色の牛乳パックやジュースの紙パック	
	布類	衣類、カバン、バッグ、ベルト、古布等	
	剪定枝	自宅で剪定した枝木	
	小型家電	デジタルカメラ、ゲーム機、携帯型CD・MDプレーヤー、ICレコーダー、ルーター・モデム、電卓、リモコンなど20品目	

## (2) ごみ・資源の排出方法

ごみ・資源の排出方法を表 3-2、表 3-3 に示します。

表 3-2 ごみの排出方法

分別区分	排出方法
燃やせるごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみは水を切ってから出す。</li> <li>・おむつの汚物はトイレに流してから出す。</li> <li>・ふとんは1回につき1枚まで。(2枚以上の場合は粗大ごみ)</li> <li>・透明または半透明の袋に入れ、口をしっかり閉じて出す。</li> <li>・収集当日の朝9時までに出す。</li> </ul>
燃やせないごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラマークの付いていないプラスチック製品は燃やせないごみに出す。</li> <li>・包丁などの刃物は、新聞紙などで包み、「刃物」と表示する。</li> <li>・くぎ・カッターナイフ・かみそりの刃などは、中身の見えるびんに入れて出す。</li> <li>・透明または半透明の袋に「不燃」と表示して出す。</li> <li>・収集日の朝9時までグリーンボックス脇・集積所に出す。</li> </ul>
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話で申し込みのうえ、粗大ごみ処理券を料金分購入する。</li> <li>・粗大ごみ処理券(シール)を粗大ごみに貼り、収集日に自宅の敷地内もしくは指定された場所に出す。</li> </ul>
有害ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等に設置してある蛍光管・体温計専用ボックスに出す。</li> <li>・割れた蛍光管は、丈夫なビニール袋に入れて、燃やせないごみに出す。</li> <li>・体温計を出すときは、水銀が飛び散らないように丈夫なビニール袋に入れて口をむすんで出す。</li> </ul>
乾電池	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃やせないごみの回収日に、袋に「乾電池」と表示して出す。</li> <li>・ボタン電池やニカド電池等の充電式電池は販売店に引き取ってもらう。</li> </ul>
スプレー缶・カセットボンベ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中身を使い切った後、ガスを抜いてから、燃やせないごみの回収日に、透明の袋にスプレー缶・カセットボンベだけを入れて出す。</li> </ul>
ビデオテープ・カセットテープ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃やせないごみの回収日に透明の袋にビデオテープ、カセットテープだけ入れて出す。</li> </ul>

表 3-3 資源物の排出方法

分別区分		排出方法
びん		<ul style="list-style-type: none"> <li>・フタを取り、軽く水洗いして出す。</li> <li>・びんは横にねかせてコンテナに入れる。</li> <li>・出せないもの：化粧品のびん、コップ、割れたびん。</li> </ul>
缶		<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽く水洗いして出す。</li> <li>・出せないもの：一斗缶（180缶）、スプレーやカセットボンベ。</li> </ul>
ペットボトル		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラベル、キャップは外し、軽く水洗いしてから出す。</li> <li>・出せないもの：玉子のパック、シャンプーのボトルなど。</li> </ul>
容器包装プラスチック		<ul style="list-style-type: none"> <li>・中身を使い切り、食べ残しなどは必ず取り除いて、軽く水洗いして出す。</li> <li>・一つの袋にまとめて入れて「プラ」と明記してから出す。</li> </ul>
紙類	新聞・チラシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひも（なるべく紙ひも）で縛って出す。</li> </ul>
	段ボール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガムテープや金具を外し、ひも（なるべく紙ひも）で縛って出す。</li> </ul>
	雑誌・雑がみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デパート、スーパーなどでもらう紙の袋に入れて出す。</li> <li>・ティッシュの箱、ラップの箱、フィルム窓付き封筒は、フィルムや金具をはがしてから出す。</li> <li>・出せないもの：感熱紙、カーボン・ノンカーボン紙、使用済みティッシュ、写真、ワックス加工紙、合成紙、ピザの箱、ドロや油で汚れた紙など。</li> </ul>
紙パック類		<ul style="list-style-type: none"> <li>・洗ってから、切り開き、乾かして出す。</li> <li>・拠点回収に出す。</li> <li>・出せないもの：内側が白くないパック、内側にアルミが貼ってあるパック。</li> </ul>
布類		<ul style="list-style-type: none"> <li>・袋に入れ、「布（古布・ボロ）」などと表示して出す。</li> <li>・濡れている布類はリサイクルできないため、雨の日には出さない。</li> <li>・汚れているものは洗濯をしてから出すこと。</li> <li>・ボタン・ファスナーはそのままよい。</li> </ul>
剪定枝		<ul style="list-style-type: none"> <li>・枝木は、長さ50cm以下で、直径30cm以下の大きさに束ねるか、450相当の袋に入れる。</li> <li>・電話で回収を申し込む。</li> <li>・自分で剪定した枝木に限る。（店舗兼住宅の店舗部分で発生した枝木は除く）</li> <li>・出せないもの：草や葉は土、泥が多くリサイクルに適さないため、燃やせるごみの日に袋に入れて少しづつ出すこと。</li> </ul>
小型家電		<ul style="list-style-type: none"> <li>・回収対象品目（20品目）で小型家電回収ボックス（35cm×15cm以内）に入る大きさのもの。</li> <li>・拠点回収（小型家電回収ボックスの設置してある市の施設内）</li> <li>・携帯電話とノートパソコン（ボックスに入る大きさのもの）は本庁舎またはごみ対策課に設置してあるボックスに限り回収。</li> </ul>

### (3) ごみ・資源の処理フロー

本市における、ごみ・資源の処理フローを図 3-2 に示します。

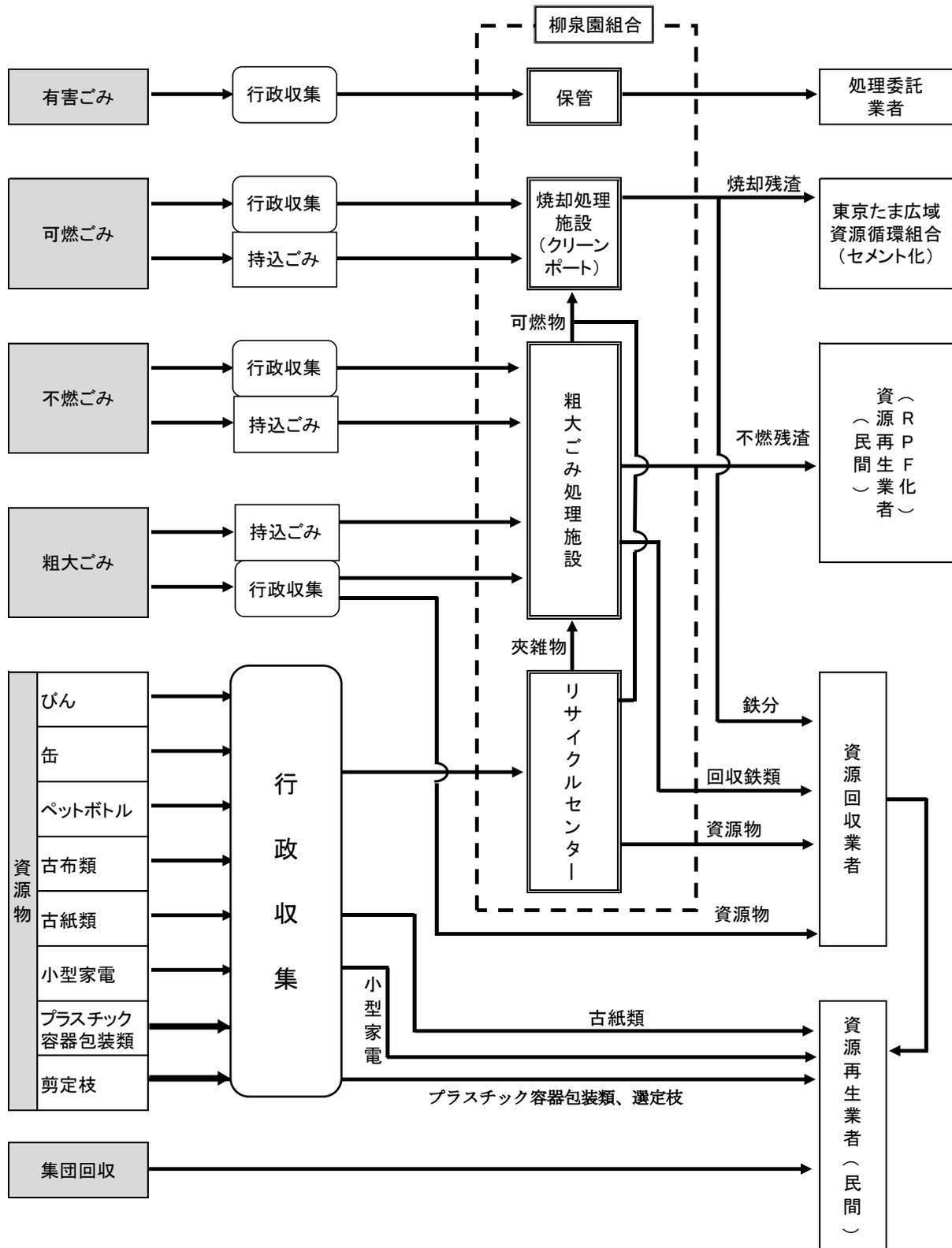


図 3-2 ごみ・資源の処理フロー

### 3 ごみの排出量

#### (1) ごみ排出量の実績

本市のごみ排出量は、平成 25 年度から徐々に減少傾向となっています。また、資源量についても減少傾向となっています。ごみの排出量の推移を表 3-4、図 3-3 に、ごみ・資源物の排出量の推移を図 3-4 に示します。

表 3-4 ごみ排出量の推移

単位: (t)

区分		H22	H23	H24	H25	H26	H27
収集ごみ (家庭系ごみ)	燃やせるごみ	17,827	17,819	17,486	17,333	16,856	16,778
	燃やせないごみ	2,234	2,168	2,047	2,121	2,114	2,135
	粗大ごみ	97	93	80	64	58	60
	有害ごみ	42	39	38	36	35	37
	小計	20,200	20,119	19,651	19,554	19,063	19,010
持込ごみ (事業系ごみ)	燃やせるごみ	4,047	4,036	3,963	4,714	4,944	4,753
	燃やせないごみ	29	25	26	20	50	48
	粗大ごみ	42	39	48	50	54	70
	小計	4,118	4,100	4,037	4,784	5,048	4,871
合計		24,318	24,219	23,688	24,338	24,111	23,881

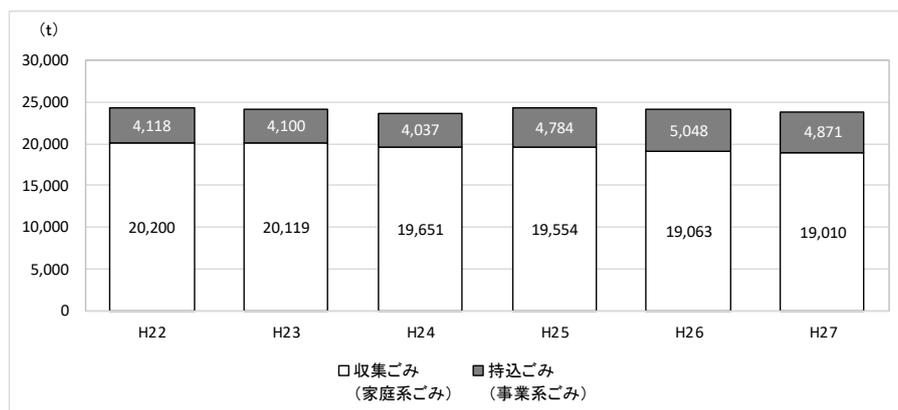


図 3-3 ごみ排出量の推移

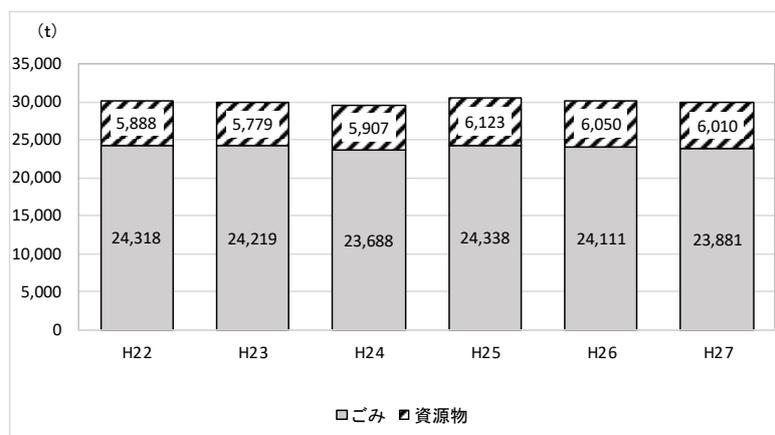
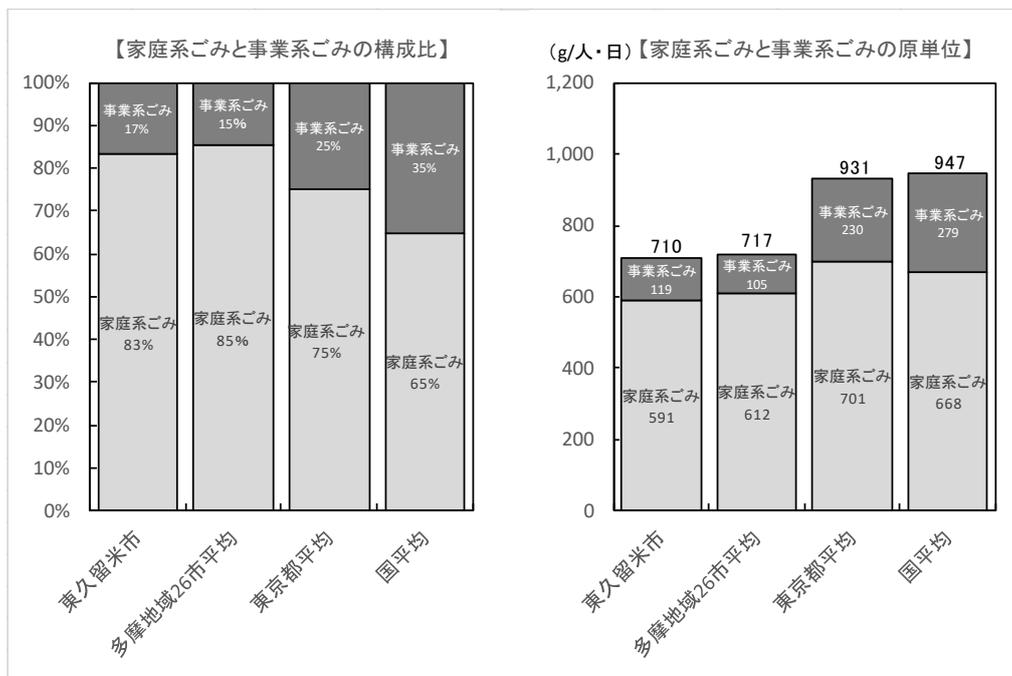


図 3-4 ごみ・資源物の排出量の推移

平成26年度の家庭系ごみと事業系ごみの構成比及び1人1日平均排出量(以下、「原単位」といいます。)を図3-5に示します。本市の家庭系ごみと事業系ごみの構成比は、国、都平均に比較して事業系ごみが低い値となっています。原単位については、家庭系ごみは、国平均と同等であるが、事業系ごみは都平均及び国平均より低い値となっています。



※資料：東京都平均、国平均は平成26年度環境省一般廃棄物処理実態調査  
東久留米市、多摩地域26市平均は多摩地域ごみ実態調査 平成26年度統計

図3-5 家庭系ごみと事業系ごみ構成比

## (2) 1人1日平均排出量

本市の原単位は、平成22年度の612g/人・日から減少傾向となっており、平成27年度には584g/人・日(5%減)となっています。家庭ごみ・資源の原単位の推移を図3-6に示します。

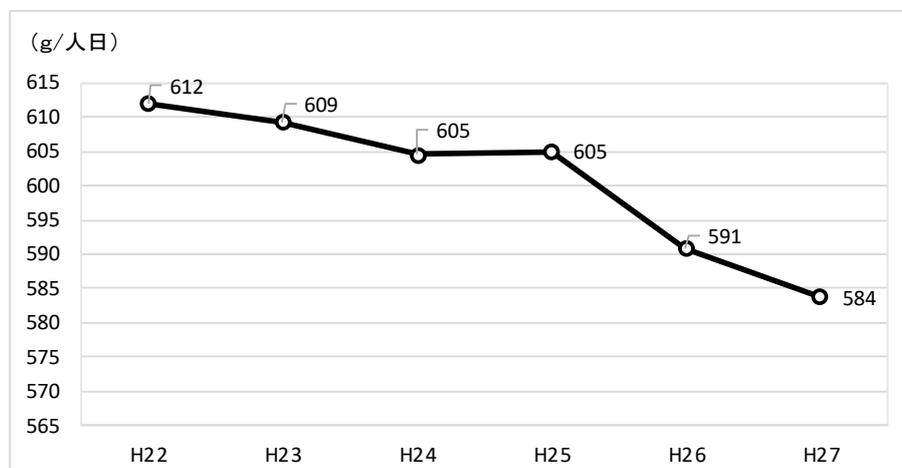


図3-6 家庭ごみ・資源の原単位の推移

### (3) 種類別ごみ排出量の内訳

本市の平成 27 年度の種類別ごみ排出量は、燃やせるごみが最も多く 21,531t(65.3%)、次いで行政回収資源が 6,010t(18.2%)、集団回収が 3,058t(9.3%)、燃やせないごみが 2,183t(6.6%)、粗大ごみが 130t(0.4%)、有害ごみが 37t(0.1%) となっています。種類別ごみの排出量の内訳を図 3-7 に示します。

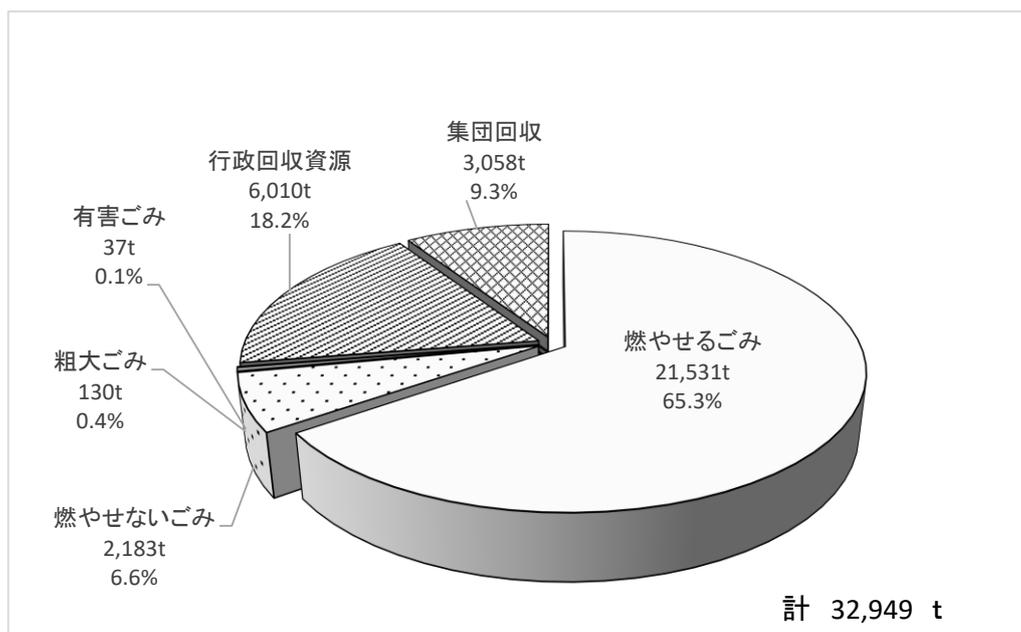


図 3-7 種類別ごみ・資源排出量

## 4 資源化の実績

### (1) 資源回収量の推移

本市の総資源化量は、平成 22 年度から減少傾向となっており、平成 27 年度には 12,292 t となっています。資源化量の推移を表 3-5、図 3-8 に示します。

表 3-5 資源化量の推移

単位: (t)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
直接資源化	2,394	2,520	2,878	2,941	2,952	2,941
中間処理後資源化	6,707	6,678	6,355	6,520	6,405	6,293
集団回収	3,874	3,685	3,578	3,495	3,377	3,058
総資源化量	12,975	12,883	12,811	12,956	12,734	12,292

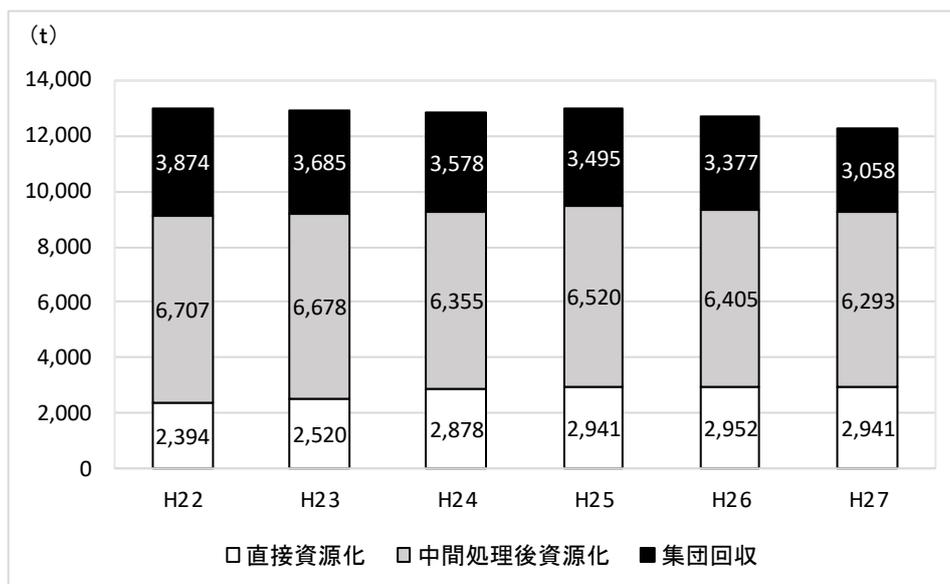
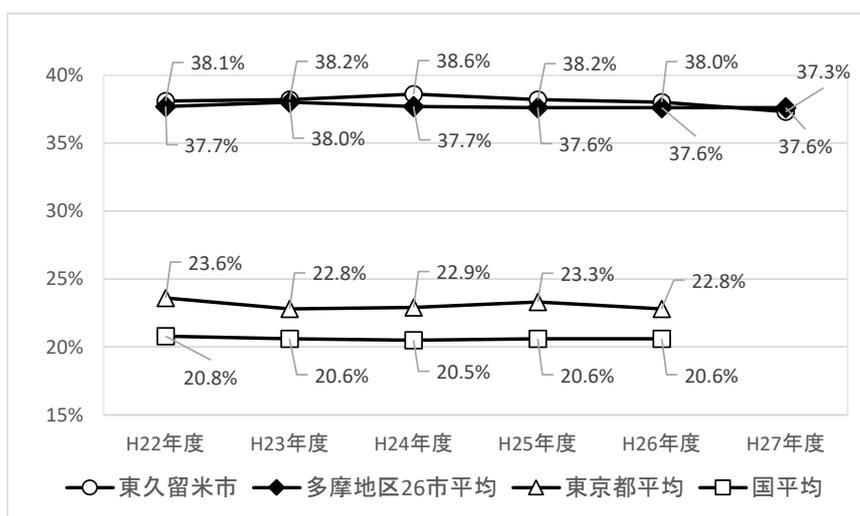


図 3-8 資源化量の推移

## (2) リサイクル率の推移

本市のリサイクル率（資源化率）は、ほぼ横ばいで推移しています。本市の平成 26 年度のリサイクル率 38.0%は、国平均を 17.4 ポイント、東京都平均を 15.2 ポイント上回っています。

リサイクル率の推移を図 3-9 に示します。



※資料：東京都平均、国平均は環境省一般廃棄物処理実態調査 平成 22～26 年度、東久留米市、多摩地域 26 市平均は多摩地域ごみ実態調査 平成 22～27 年度

図 3-9 リサイクル率の推移

## 5 収集・運搬の状況

本市では、さらなるごみの減量化・資源化を推進していくため、平成 29 年 10 月からの家庭ごみの有料化に向けて、資源回収用ボックス及び共同住宅のグリーンボックスを代替え容器に置き換えるなどの準備を進めています。

平成 28 年 10 月からは戸建住宅の「燃やせるごみ」と「布類」のボックス方式及びステーション方式による収集を廃止し、戸別収集に変更しています。

表 3-6 家庭系ごみの収集状況

分別区分	収集方法			収集回数			
	変更前	変更後		変更前	変更後		
		H28.10.1 から	H29.7.1 から				
燃やせるごみ	ダストボックス (一部で袋収集)	戸別収集*	指定収集袋による戸別収集	週2回	同左		
燃やせないごみ	全地域を袋収集	同左	指定収集袋による戸別収集	週1回	同左		
粗大ごみ	戸別申し込み制	同左	同左	週1回	同左		
有害ごみ	専用ボックス (拠点回収)	同左	透明または半透明袋による戸別収集	週1回	同左		
乾電池	全地域を袋収集 (燃やせないごみの日に収集) (集積所収集)	同左	透明または半透明袋による戸別収集(品目を明記)	週1回	同左		
スプレー缶・カセットボンベ							
ビデオテープ・カセットテープ							
紙おむつ	燃やせるごみとして回収	—	透明または半透明袋による戸別収集(品目を明記)	—	週2回		
資源物	びん	専用コンテナ	同左	透明または半透明袋による戸別収集	週1回	週2回	
	缶	専用ボックス (ピンクボックス) <一部コンテナ回収>	同左		週1回	同左	
	ペットボトル	専用ボックス (ブルーボックス) <一部コンテナ回収>	同左		週1回	同左	
	容器包装プラスチック	全地域を袋収集	同左	指定収集袋による戸別収集	週1回	同左	
	紙類	新聞・チラシ	ボックス脇に集積し、専用車で回収	同左	戸別収集 (品目ごとに紙袋または紙ひもで縛る)	週1回	同左
		段ボール					
		雑誌・雑がみ					
	紙パック類	専用回収容器	同左	同左	週1回	同左	
	布類	燃やせるごみの日に収集(集積所収集)	袋に布と明記 戸別収集*	同左	週2回	週1回	
	剪定枝	戸別申し込み制 (戸別回収)	同左	同左	随時	同左	
小型廃家電類	専用ボックス(拠点回収)	同左	同左	適宜	同左		

※戸建住宅では原則として戸別収集とし、道路に面した敷地内に排出します。共同住宅では、共同住宅単位の収集となります。すでに専用の集積場所がある場合は従来どおりの排出となります。また、メゾネットタイプ(すべての部屋の玄関が1階にあり、専用の集積所が無い共同住宅)の場合は、戸別収集となり、敷地内の玄関先への排出となります。

## 6 中間処理

### (1) 中間処理施設

本市から排出されたごみ及び資源物については、本市、西東京市、清瀬市の3市で構成されている柳泉園組合で共同処理しています。

可燃ごみは柳泉園クリーンポートで焼却処理され、焼却残渣はエコセメントの原料として再生利用されています。不燃ごみ、粗大ごみは粗大ごみ処理施設で選別・破碎され、選別後に発生する可燃分は焼却処理施設で焼却処理、不燃残渣は民間施設に搬入してRPF（固形燃料化）の原料として利用しています。

資源物はリサイクルセンターで再選別し、プレス機による圧縮等の処理を行い、資源回収業者へ引き渡しています。

柳泉園組合ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、リサイクルセンターの概要を以下に示します。

表 3-7 ごみ焼却施設の概要

区 分	内 容
施設名称	柳泉園クリーンポート
所在地	東久留米市下里 4-3-10
建設年月	着工：平成9年7月 竣工：平成13年12月（平成12年11月より稼動）
炉型式	全連続燃焼式
焼却方式	ストーカ方式
処理能力(基数)	315t/日（105t/日×3基）
総事業費	14,400,183千円
余熱利用施設	室内プール、浴場施設
建築面積	工場棟：約6,496㎡ 管理棟：約978㎡
延床面積	工場棟：約20,698㎡ 管理棟：約2,939㎡
煙突高さ	100m
発電設備	蒸気タービン方式（最大6,000kW）
公害防止対策設備	乾式消石灰・活性炭噴霧＋バグフィルタ＋脱硝反応塔

表 3-8 粗大ごみ処理施設の概要

区 分	内 容
施設名称	粗大ごみ処理施設
所在地	東久留米市下里 4-3-10
建設年月	着工：昭和 49 年 11 月 竣工：昭和 50 年 3 月
	改造(破碎装置)：昭和 58 年 12 月～昭和 59 年 3 月
	改造(クレーン及びピット)：昭和 60 年 9 月～昭和 61 年 2 月
破碎型式	堅型リンググラインダ式破碎機
処理能力	50t/5h
処理対象	不燃ごみ、粗大ごみ
選別種類	破碎鉄分、可燃物、不燃物、フィルム状プラスチック
処理設備	破碎機、サイクロン選別機、磁選機、トロンメル選別機
総事業費	150,000 千円
改造費(破碎装置)	149,900 千円
改造費(クレーン及びピット)	123,000 千円
建築面積	約 387 m <sup>2</sup>
延床面積	約 586 m <sup>2</sup>

表 3-9 リサイクルセンターの概要

区 分	内 容
施設名称	リサイクルセンター
所在地	東久留米市下里 4-3-10
建設年月	着工：平成 4 年 12 月 竣工：平成 5 年 10 月
処理能力	65t/5h(缶類：10t/5h、びん類：15t/5h、古紙・古布類 40t/5h)
処理対象	缶類、ビン類、古紙・古布類
処理設備	磁選機、アルミ選別機、鉄プレス機、アルミプレス機、古紙圧縮梱包機、カレット選別装備(ターンテーブル)
総事業費	1,215,091 千円
建築面積	約 1,560 m <sup>2</sup>
延床面積	約 2,690 m <sup>2</sup>

## (2) 焼却処理量

本市の焼却処理量は、平成 27 年度は、23,361 t となっています。図 3-10 に焼却処理量の推移を示します。

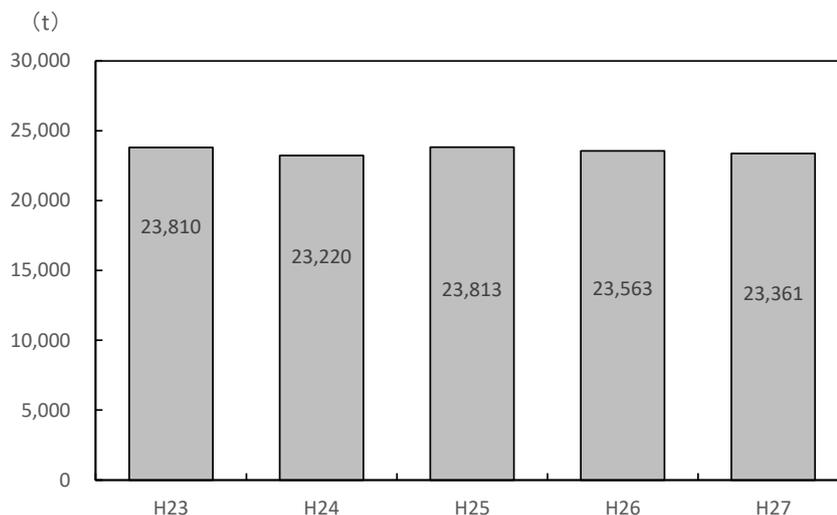


図 3-10 焼却処理量の推移

## (3) 不燃・粗大ごみ処理量

本市の不燃ごみ・粗大ごみの処理量は、平成 25 年度以降横ばい傾向となっています。不燃・粗大ごみ処理量の推移を図 3-11 に示します。

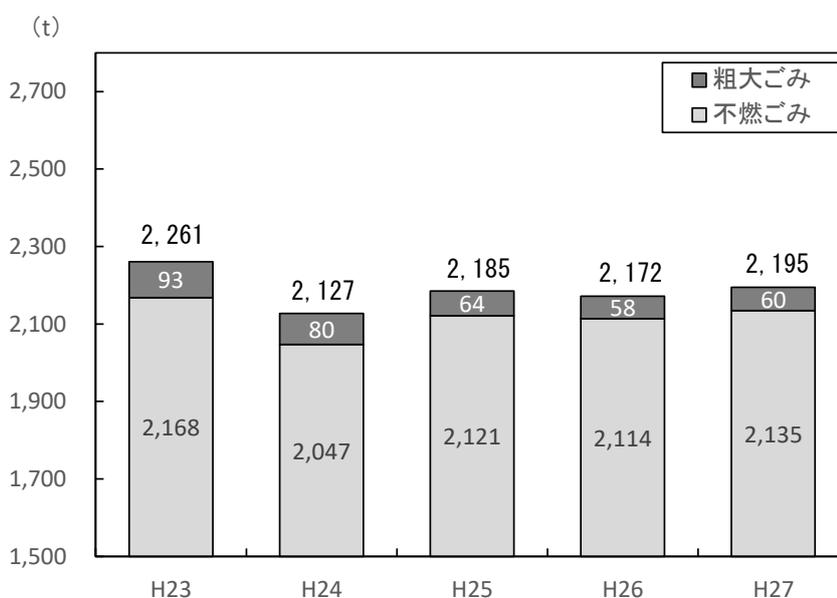


図 3-11 不燃・粗大ごみ処理量の推移

#### (4) 残渣の処理

残渣物のうち、不燃残渣については、民間施設に搬入して、RPF（固形燃料化）の原料として利用しています。

焼却残渣については、エコセメント化施設竣工後はエコセメント化しています。エコセメント化施設の概要を表 3-10 に示します。

表 3-10 エコセメント化施設の概要

区 分	内 容
施設名称	エコセメント化施設
所在地	西多摩郡日の出町大字大久野 7642 番地
建設年月	着工：平成 15 年 2 月 竣工：平成 18 年 7 月
処理能力	焼却残渣等の処理能力 約 330 t / 日（平均処理量 約 300 t / 日）
生産能力	エコセメント生産能力 約 520 t / 日（平均生産量 約 430 t / 日）
処理対象	多摩地域各市町のごみ焼却施設から排出される焼却残渣、溶融飛灰及びニツ塚処分場に分割埋立された焼却残渣
総事業費	約 27,200,000 千円

## 7 ごみ処理経費

### (1) ごみ処理経費の推移

本市の財政における、ごみ処理経費は清掃費に包括されます。

清掃費の推移を表 3-11 に示します。

一般会計に占める清掃費の割合は概ね 5%前後で推移しており、総額は減少傾向にあります。

清掃費は清掃総務費、塵芥処理費、し尿処理費に大別され、清掃総務費には清掃事業に係る職員の人件費、中間処理を行う柳泉園組合の負担金、焼却残渣等のエコセメント化を行う東京たま広域資源循環組合の負担金などが含まれ、塵芥処理費には収集運搬委託料が含まれます。

清掃費における平成 27 年度の各費用の割合を図 3-12 に示します。

表 3-11 決算額における清掃費の推移

(単位：千円)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
一般会計	36,781,281	35,916,839	37,289,243	37,603,115	38,394,176	
清掃費	清掃総務費	1,279,900	1,213,621	1,181,049	1,152,321	1,119,464
	人件費	231,598	172,507	178,184	167,108	156,372
	柳泉園組合負担金	633,803	623,491	613,793	605,264	582,074
	東京たま広域資源循環組合負担金	403,315	409,814	381,098	373,213	367,763
	庁舎維持管理費等	11,184	7,809	7,974	6,736	13,255
	塵芥処理費	628,086	649,339	667,025	712,404	712,474
	収集運搬委託料	458,732	504,187	537,357	584,103	584,824
	その他の塵芥処理費	169,354	145,153	129,668	128,302	127,649
	し尿処理費	2,781	2,455	2,426	2,669	2,843
	計	1,910,768	1,865,415	1,850,500	1,867,394	1,834,781
前年対比	98.8%	97.6%	99.2%	100.9%	98.3%	
一般会計に占める割合	5.2%	5.2%	5.0%	5.0%	4.8%	

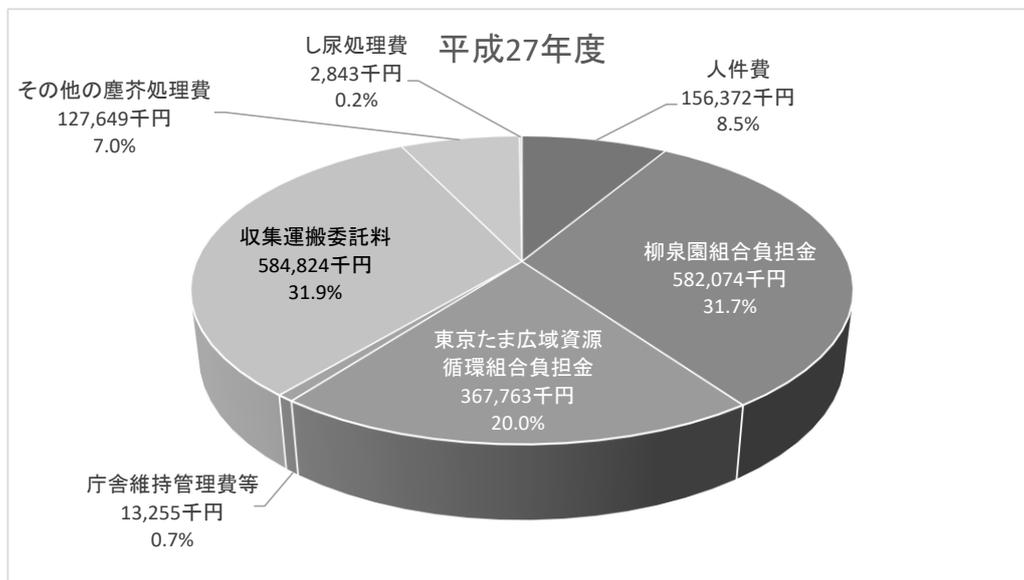


図 3-12 清掃費の内訳 (平成 27 年度)

(2) 市民一人あたりのごみ処理経費

市民一人あたりのごみ処理経費は、平成 23 年度の 16,456 円から平成 27 年度は 15,668 円に 788 円減少しています。

表 3-12 市民一人あたりのごみ処理経費の推移

(単位：円)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
清掃費	1,910,767,533	1,865,415,465	1,850,499,597	1,867,393,900	1,834,780,565
人口 (人)	116,117	115,822	116,272	116,453	117,102
市民一人あたり	16,456	16,106	15,915	16,036	15,668

※人口は外国人人口を含む、各年 10 月 1 日現在。

## 8 ごみ減量化・再生利用の状況

### (1) 家庭系ごみ有料化の導入

家庭系ごみの有料化については、平成 28 年 2 月に「東久留米市家庭ごみ有料化に向けた実施計画」を策定し、平成 28 年 4 月からは市民説明会を開催するなど市民への周知を図るとともに、平成 28 年 6 月の市議会定例会において、「東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」の一部を改正する条例が可決、平成 29 年 3 月の市議会定例会において、「東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例」の一部を改正する条例が可決され、平成 29 年 10 月から、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「容器包装プラスチック」の 3 品目を指定収集袋による有料化の実施が確定しました。

現在、有料化に先行して実施する、戸別収集の導入に向けてボックスの閉鎖や撤去などを順次進めており、平成 28 年 10 月からは「燃やせるごみ」、「布類」を戸別収集に切り替えています。

### (2) ごみの減量化・資源化

#### 1) ごみ減量化に係るプロジェクトチームの設置

ごみ減量化・資源化の取り組みとして、平成 24 年 11 月にごみ対策課内に「ごみ減量化に係るプロジェクトチーム」を設置し、次の 7 項目の取り組みを展開しています。

- ① 生ごみ減量、カラス被害防止ユニット
- ② 小型家電、鉄非鉄類回収ユニット
- ③ 路上ボックス不法投棄撲滅ユニット
- ④ 幼児、児童環境教育ユニット
- ⑤ 自治会説明会ユニット
- ⑥ 紙類減量ユニット
- ⑦ EPR ユニット

#### 2) 生ごみ減量化処理機等購入助成制度

生ごみの減量化を目的として、昭和 63 年度から生ごみ処理機器等についての購入補助を行っています。また、生ごみ減量化処理機器購入助成要綱を改正し、平成 27 年 4 月からは助成対象品目に段ボールコンポストを追加し制度の拡充を図っています。

生ごみ処理機器等購入助成制度に基づく交付実績を表 3-13 に示します。

表 3-13 生ごみ処理機器等購入助成制度に基づく交付実績

項目	単位	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
交付件数	件	70	45	45	31	20	18	14	22	17	14
交付台数	台	75	45	50	39	20	18	16	26	17	15
交付額	千円	689.40	611.80	489.58	234.40	265.60	208.30	228.10	261.90	195.10	212.60

区分	購入金額	助成金額
処理能力5kg/日未満	7,000円以下	購入金額の半額
	7,001円～12,000円	一律3,500円
	12,001円～60,000円	購入金額の1/3補助
	60,001円以上	一律20,000円
処理能力5kg/日以上		購入金額の1/3または、300,000円のいずれか低い方の金額
ダンボールコンポスト		処理能力を問わず。購入金額の半額

※100円未満の桁数は切り捨て

### (3) 広報、啓発活動及び環境学習

#### 1) 広報、情報発信等

市広報やホームページで生ごみ減量特集ページを掲載し、生ごみの減量に対する取り組みや、小型家電の分別収集の取り組みなどの情報発信を積極的に行い、市民への周知を図っています。

#### 2) 環境教育

小学校では校長会へ出席し、積極的にアプローチすることで、環境学習事業への理解を求め、毎年数校で開催するとともに、幼稚園等では毎年実施依頼により環境学習を開催しています。

### (4) 事業系ごみの排出抑制・資源化の推進

東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則に基づき、延べ床面積3,000㎡以上の事業用大規模建築物の所有者に対して、廃棄物管理責任者の選任と減量化・再利用計画の提出を求めており、平成25年度から平成27年度は対象となる全ての事業所から計画書の提出がありました。

### (5) 使用済み小型家電の分別収集

平成24年度から使用済み小型家電の拠点回収を実施しており、現在15か所の拠点に回収ボックスを設置しています。

### (6) 集団回収

集団回収に参加する団体の実績を表3-14に、集団回収による資源物回収量の実績を表3-15に示します。

表 3-14 集団回収団体の実績

年度	実施団体数	報奨金交付額
	(団体)	(円)
H23	142	36,848,875
H24	140	32,201,325
H25	152	31,458,267
H26	151	30,394,827
H27	147	28,039,176

表 3-15 集団回収による資源物回収量の実績

	H23	H24	H25	H26	H27
紙類 (t)	3,609	3,494	3,406	3,276	3,010
布類 (t)	54	61	66	76	81
金属類 (t)	22	23	23	25	24
合計 (t)	3,685	3,578	3,495	3,377	3,115

## 9 多摩地域の状況

平成 27 年度における多摩地域のごみの状況を表 3-16 に示します。

本市の状況を他の 25 市と比較すると家庭系ごみ原単位は 584g/人・日で、少ない市から数えて 13 番目に位置していますが、家庭ごみの有料化を導入していない市（小平市、国立市、武蔵村山市、本市）の中では最も少なくなっています。なお、最も少ない府中市の 539g/人・日との差は 45g/人・日となっています。

事業系比率は 15% で低い市から数えて 16 番目に位置しています。最も高い多摩市、立川市の 22% との差は 7% となっています。

ごみ原単位は 769g/人・日で、少ない市から数えて 14 番目に位置していますが、家庭ごみの有料化を実施していない市の中では小平市に次いで 2 番目となっています。なお、最も少ない小金井市の 626g/人・日との差は 143g/人・日となっています。

リサイクル率は 37.3% で高い市から数えて 11 番目に位置しています。最も高い小金井市の 52.8% との差は 15.5% となっています。

表 3-16 多摩地域 26 市の状況

市町村名	人口 (人)	家庭ごみ原単位		ごみ原単位		リサイクル率		事業系比率	
		(g/人・日)	順位	(g/人・日)	順位	%	順位	%	順位
東久留米市	117,102	584	13	769	14	37.3	11	15	16
八王子市	562,781	610	17	815	20	34.4	22	20	23
立川市	179,563	545	2	769	14	41.2	6	22	25
武蔵野市	143,251	654	22	842	23	40.2	9	15	16
三鷹市	182,879	598	14	725	10	41.0	7	12	9
青梅市	136,840	613	18	847	24	35.6	17	18	21
府中市	257,099	539	1	695	4	40.6	8	12	9
昭島市	112,881	600	15	778	16	36.4	15	18	21
調布市	226,291	620	19	736	11	45.1	3	9	6
町田市	426,999	560	3	806	18	32.3	24	21	24
小金井市	117,851	580	11	626	1	52.8	1	1	2
小平市	188,439	650	20	741	12	34.6	20	8	4
日野市	182,623	569	8	674	2	35.3	18	12	9
東村山市	150,794	562	5	718	9	43.4	4	15	16
国分寺市	119,914	578	9	695	4	45.6	2	8	4
国立市	74,768	655	23	836	22	34.8	19	16	19
福生市	58,569	652	21	812	19	36.0	16	13	13
狛江市	79,680	605	16	702	6	36.8	14	7	3
東大和市	86,211	561	4	683	3	37.9	10	12	9
清瀬市	74,332	580	11	703	7	37.3	11	11	7
武蔵村山市	72,067	680	25	791	17	34.5	21	11	7
多摩市	147,664	564	7	830	21	34.3	23	22	25
稲城市	87,326	578	9	744	13	30.2	26	14	14
羽村市	56,478	663	24	861	25	36.9	13	17	20
あきる野市	81,566	798	26	867	26	31.3	25	0	1
西東京市	198,869	562	5	703	7	42.7	5	14	14
全体	4,005,735	596	—	762	—	37.6	—	15	—
最大値	—	798	—	867	—	52.8	—	22	—
最小値	—	539	—	626	—	30.2	—	0	—

※資料：多摩地域ごみ実態調査（平成 27 年度統計）

※人口は、平成 27 年 10 月 1 日現在の住民基本台帳によります。

※事業系比率は、総ごみ・資源量（集団回収を含む）に含まれる持込ごみ量の比率となります。

## 第4章 ごみ処理基本計画

### 1 基本方針

本市では、次の基本方針に基づき、ごみの発生抑制、減量化、資源化を積極的に推進し、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を目指します。

#### 3 Rから適正処理へ、 優先順位に基づく処理 の推進

- 優先順位が高いにもかかわらず、取り組みの遅れている発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)を強化、推進することで廃棄物の発生量を抑制します。
- 排出される廃棄物のうち、再生利用(マテリアルリサイクル)可能なものは、分別収集することで資源化を図ります。
- 再生利用できないものについては焼却による熱回収(サーマルリサイクル)を行うことで、循環的利用を徹底します。

#### ごみから資源への意識 の転換

- 不用物を廃棄物としてとらえるのではなく、不用物をまず再使用、再生利用できる資源として考える意識改革を推進します。
- 「不用となったら処分するごみ」ではなく、「不用となってもまだ利用できる資源」とする考え方を、市民や事業者に浸透させることで、ごみの減量化、再資源化を推進します。

#### パートナーシップの構築 とそれぞれの主体的 実践の促進

- 市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を十分に認識し、相互に協力・連携するためのパートナーシップの構築を図っていきます。
- 3者がそれぞれ主体的に取り組む内容を明確にし、実践していく仕組みづくりを推進します。
- 不法投棄防止、ポイ捨て防止、資源の持ち去り防止のため、3者が協力して取り組みます。

## 2 主体別の行動指針

基本方針に基づき、市民・事業者・行政それぞれが自らの役割と責任で主体的に取り組んでいく内容を次に示します。

### (1) ごみ排出量の抑制

#### 市民の取り組み

- 生ごみはしっかり絞って水をよくきり、ごみの量を減らす。
- 残菜が出ないような調理の工夫をする。
- ごみの分け方や出し方を守り、ごみを適正に処理する。
- マイバックを持参し、レジ袋等をもらわない。
- 過剰包装を断り、詰め替え製品等、ごみになりにくい製品を購入する。
- 市の生ごみ処理機器補助制度や段ボールコンポストを活用し、生ごみの減量を進める。
- ラップ類を使わない。
- 資源物の分別排出に努める。

#### 事業者の取り組み

- 事業活動に伴って発生するごみに関する実態の把握と発生の抑制を進める。
- ごみの分け方や出し方を守り、ごみを適正に処理する。
- マイバックの持参を消費者に呼びかける。
- 梱包・包装の簡素化を進め、詰め替え製品等、ごみになりにくい製品を開発する。
- 生ごみを有効に活用できる手法を検討する。

#### 行政の取り組み

- ごみの減量化のため、庁舎内も含めごみの発生を抑制する。
- ごみの分け方・出し方についての情報提供の充実、ごみ問題に関して興味関心を持てる機会を提供する。
- 生ごみ減量化処理機器の購入助成制度や段ボールコンポストの活用を広く周知し、生ごみの減量を推進する。
- 食品ロスの削減対策を検討する。

## (2) リサイクルの推進

### 市民の取り組み

- ごみ減量化・資源化協力店を利用する。
- リサイクル製品を購入する。
- 資源物集団回収事業に参加をする。
- グリーン購入を進める。
- 資源化に関する情報等を活用する。
- 不用品の交換や譲渡などリユースを推進する。

### 事業者の取り組み

- 事業所におけるごみの資源化に努める。
- 工事に伴う建設発生資材等の有効利用に努める。
- ごみ減量化・資源化協力店に参加・協力する。
- リサイクルしやすい製品の製造や販売に努める。
- グリーン購入を進める。
- 資源化に関する情報等を活用する。
- 事業者間でリサイクルの連携体制を整備する。

### 行政の取り組み

- 庁舎内における廃棄文書の再生利用等、資源化を進める。
- 工事に伴う建設発生資材等の有効利用を促進する。
- ごみ減量化・資源化協力店への協力を呼びかける。
- 資源物回収事業を広く周知し、自発的なリサイクルシステムを促進する。
- グリーン購入を率先して行う。
- 東京たま広域資源循環組合と連携して、エコセメント事業を推進する。
- 生ごみ減量化処理機器や学校給食から排出される残渣物について、有効利用できる方法を研究する。
- 剪定枝や落ち葉等は、腐葉土や堆肥としてリサイクルされる仕組み作りを検討する。

### (3) パートナーシップの構築

#### 市民の取り組み

- ごみのポイ捨てやタバコのポイ捨てをしない。
- 地域ぐるみで不法投棄を監視する等、不法投棄の防止に努める。
- ポイ捨て防止等の推進活動に協力する。
- 不法投棄・ポイ捨てに関する情報を市に提供する。
- 資源持ち去りに関する情報を市に提供する。

#### 事業者の取り組み

- 所有地を適正に管理する等、不法投棄を防止する。
- 事業系廃棄物を適正に処理する。
- ポイ捨て防止等の推進活動に協力する。
- 不法投棄、ポイ捨てに関する情報を市に提供する。
- 資源持ち去りに関する情報を市に提供する。

#### 行政の取り組み

- 不法投棄、ポイ捨てさせない仕組みづくりを進め、市民・事業者の活動を支援する。
- 不法投棄やポイ捨て防止に向けたイベント等を開催し、市民・事業者への普及活動を図る。
- 資源持ち去り防止に取り組む。

### 3 減量化・資源化目標

#### (1) 第2期計画目標値との比較

第2期計画において、減量化・資源化目標は、平成28年度を短期目標年度、平成33年度を長期目標年度としました。

第2期計画で定めた、減量化・資源化の進行を計るための目標指標を図4-1に示します。

①家庭ごみ原単位<sup>1</sup>=  
 (燃やせるごみ+燃やせないごみ+粗大ごみ+有害ごみ+資源物)  
 家庭から排出される、1人1日当たりの平均ごみ量 (g/人・日)。

②ごみ排出量= (家庭ごみ (行政回収) + 資源物 (行政回収))  
 家庭から排出されるごみ・資源の総量 (t/年)。

③ごみ原単位= (総ごみ・資源量+集団回収量)  
 「多摩地域ごみ実態調査」での掲載値 (g/人・日)。

④資源化率=資源物/ (資源物+ごみ排出量)  
 ※資源物= (直接資源化+中間処理後資源化+集団回収)  
 総排出量に占める資源物の割合。資源化の進捗状況を計る指標 (%)。

図4-1 目標指標

第2期計画で定めた目標値との比較を表4-1に示します。

表4-1 第2期計画目標値との比較

区分	単位	平成27年度 実績値	平成28年度 (短期目標)	平成33年度 (長期目標)
家庭ごみ原単位	g/人・日	584	505	505
ごみ排出量	t/年	25,020	21,560	21,325
ごみ原単位	g/人・日	769	690	687
資源化率	%	37.3	42.1	42.1

※目標値については、平成25年度に有料化を実施した場合として定めた目標数値です。有料化は平成29年度に導入予定となっています。

<sup>1</sup> 原単位：年間排出量を人口（住民基本台帳）及び年間日数（閏年の場合は366日）で割ったもの。

## (2) 目標値の設定

本計画の減量化・資源化の進行を計るための目標指標は第2期計画と同様とする。(図4-1を参照)

本計画の目標値は、平成33年度までを目標として、家庭ごみ原単位505g/人・日を目指します。そのために、家庭ごみの1人1日当たりの平均排出量を平成27年度比で約14%削減させます。目標値を表4-2に示します。

家庭ごみ原単位	:	1人1日平均排出量505gを目指す
ごみ排出量	:	ごみ排出量21,325t/年を目指す
ごみ原単位	:	1人1日平均排出量687gを目指す
資源化率	:	平成27年度実績から4.8%増、資源化率42.1%を目指す

表4-2 目標値

区分	単位	平成27年度 実績値	平成33年度 (目標)
家庭ごみ原単位	g/人・日	584	505 約79g削減 約14%削減
ごみ排出量	t/年	25,020	21,325 約3,695t削減 約15%削減
ごみ原単位	g/人・日	769	687 約82g削減 約11%削減
資源化率	%	37.3	42.1 約4.8%上昇

### (3) ごみ排出量の見通し

現状のままごみが推移した場合（実績トレンド）と有料化の実施、各取り組みを推進した場合のごみ排出量の比較を図 4-2 に示します。有料化を平成 29 年度に実施します。そのため、実施後 1 年後となる平成 30 年度において大きく効果が表れると推測します。

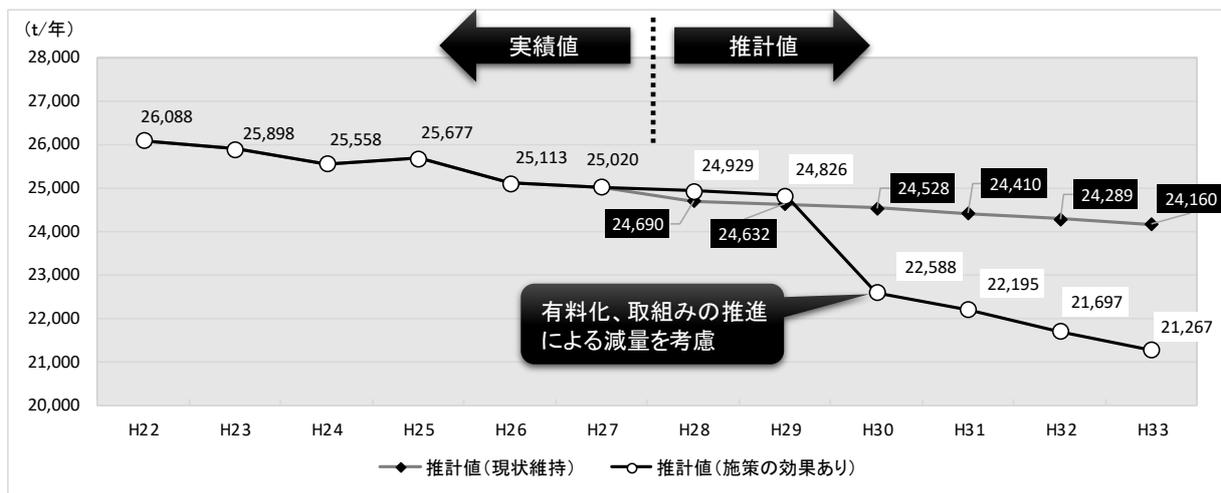


図 4-2 ごみ排出量の見通し

### (4) 資源化量の見通し

資源化量の見通しを図 4-3 に示します。

横ばい傾向が続いている資源化率は、平成 28 年 10 月より実施された戸別収集等の効果から分別の徹底を図ることで資源化率は向上する見込みです。

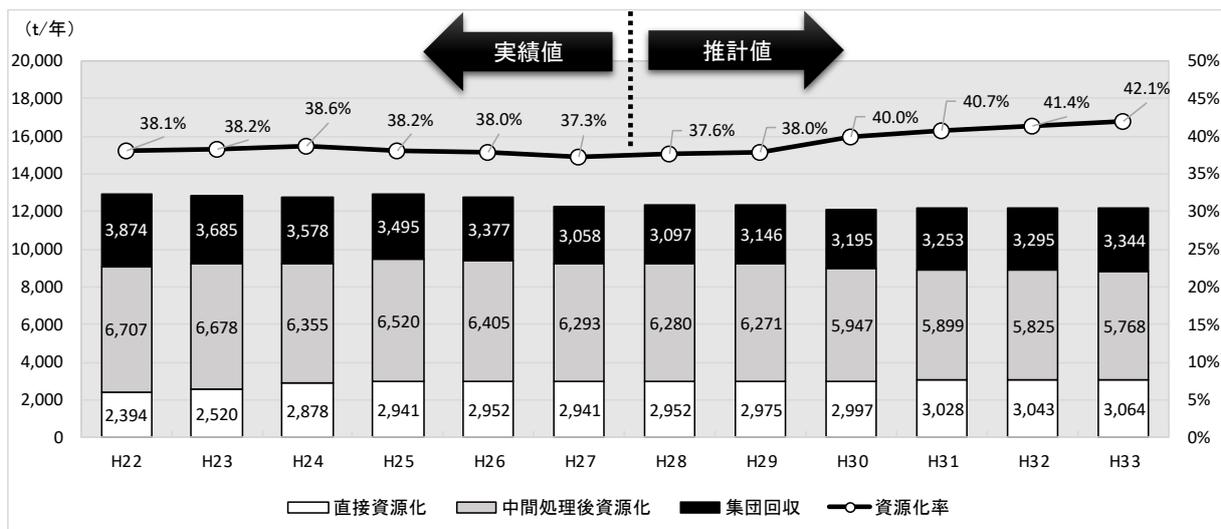


図4-3 資源化量の見通し

## 4 ごみ処理基本計画

### (1) ごみ排出抑制計画

循環型社会の形成に向けて、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減していくためには、廃棄物の発生自体を抑制し、発生させないことが最も効果的です。

#### 1. 家庭ごみ有料化の導入

- 家庭ごみ有料化の実施に向けた準備
  - ・平成29年10月からの有料化に向けて、準備を進めるとともに、導入後のフォロー体制を整備します。
- 有料化導入による効果の検証
  - ・有料化導入後の効果を検証するとともに、料金体系を整理し必要に応じて見直しを検討します。

#### 2. 生ごみの減量化・資源化

- 排出源での生ごみの減量化の推進
  - ・家庭での生ごみの減量策の普及・徹底を図っていく。
  - ・生ごみを発生する事業所に対して、自らの責任において減量化や再資源化に取り組むよう指導する。
- 生ごみ処理機器購入助成金制度の維持・充実
  - ・制度を維持し、より一層の周知を図ることで家庭内での生ごみの処理を推進する。
  - ・助成家庭での処理機の利用状況・稼働状況を把握して制度の効果を検証し、必要に応じて制度の充実・改善を図る。
  - ・比較的取り組みやすい、段ボールコンポストの普及を強化し家庭内での生ごみ処理を推進する。

#### 3. 啓発活動等の強化

- 各種媒体を活用したリサイクル・清掃情報の積極的な公開
  - ・市広報、ホームページでの掲載を継続する。
  - ・スマートフォン向けのアプリの有効活用や啓発手法を検討する。
  - ・環境やごみ処理に関心の薄い市民を取り込むため、あらゆる機会（イベント等）を活用して、ごみ減量やリサイクル推進への関心を引き付ける。
- 環境学習事業の強化
  - ・幼稚園、小学校での環境学習事業を継続する。
  - ・子供から大人まで継続的な環境学習の場を、家庭や学校、地域等のもとより、関係機関・関係部署とも協働・連携しながら構築していく。
  - ・ごみ問題と環境問題とを一体化した環境学習プログラムを作成し実行する。

#### 4. 事業系ごみの排出抑制・資源化への指導強化

##### ○市条例※に基づく、多量排出事業者への指導

- ・廃棄物排出量が 30 kg/日以上 of 事業者に対して、減量化計画の提出指導を行うとともに、実施状況の確認を行う。
- ・延床面積 3,000 m<sup>2</sup>/以上の事業用大規模建築物の所有者に対しては、廃棄物管理責任者の選任と減量化・再利用計画の提出を求めるとともに、提出された計画書の実施による効果を確認する。

※ 「東久留米市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」

#### 5. 発生抑制促進のための要請

##### ○国や東京都への要請

- ・拡大生産者責任の観点から、実効性のある制度の新設や関連法の整備などの措置を、市長会など様々な場を活用して、国や東京都に対して要請していく。

##### ○市内事業者への要請

- ・企業の CSR の観点から、市内の販売店や小売店などに商品包装材の削減、卸売店や製造業者へは流通段階での梱包材の削減などを要請していく。

## (2) 分別排出計画

発生抑制を行っても排出されるものについても、資源という観点からリサイクル、リペアなど、ごみとして排出しない考え方で分別を徹底することで、排出を抑制します。

### 1. 資源分別の徹底

- 戸別収集に伴う直接指導の実施
  - ・戸別収集の実施に伴い、排出者が特定されることから、分別の不十分な排出者に対して直接指導を行うことにより、分別の徹底を図る。
- リサイクルできる紙類（雑紙）の周知
  - ・燃やせるごみへの混入が多く見られる、紙箱、包装紙、チラシ、封筒などのリサイクルできる紙類（雑紙）の周知を強化し、分別の徹底を図る。

### 2. 拠点での紙パック回収の充実

- 情報提供の強化
  - ・回収施設や回収時間などの情報提供等周知するとともに、紙パックの分別の周知徹底を図り拠点への排出を促進する。
- 回収拠点の拡充
  - ・拠点回収施設等の拡充を図り、より排出しやすい環境を構築することで回収を促進する。

### 3. 資源集団回収事業の促進

- 資源集団回収事業に関するPR活動の展開
  - ・資源集団回収活動に関し、市報やホームページを通じて周知を図っていくとともに、活動状況や回収実績を報告することで、活動の活性化を図る。
- 集団回収活動に対する報奨制度の継続実施
  - ・集団回収活動を実施する団体等に対して、回収量に応じた報奨金の交付を行う報奨制度を継続実施する。
- 集団回収活動団体の新規発掘
  - ・新たに集団住宅への働きかけを行うなど、新規団体の発掘を強化する。

#### 4. 新たな分別品目の検討及び回収品目の拡充

##### ○廃食油資源化の検討

- ・家庭から排出される廃食油の資源化に向けた、回収方法や資源化手法について検討する。

##### ○小型家電回収品目の拡充

- ・現在実施している使用済み小型家電の拠点回収について、回収拠点の周知を強化するとともに回収品目の拡充を図る。

### (3) 収集・運搬計画

本市では、平成 29 年 10 月からの家庭ごみの有料化に向けて、平成 28 年 10 月より「燃やせるごみ」と「布類」について、収集方法をダストボックス方法から戸別収集方法へと移行しています。

今後、「東久留米市家庭ごみ有料化に向けた実施計画」に基づき、1 台の車両で同時に複数品目を収集すること及び排出時間を午前 8 時 30 分までとすることにより、現状の収集頻度を維持したまま新たな収集体制を構築します。

#### 1. 戸別収集の実施

##### ○戸別収集の導入に伴うフォロー体制の推進

- ・平成 28 年 10 月から導入した一部品目の戸別収集の実施に際し、移行期間における従来の排出場所への排出の対応などフォロー体制を維持する。
- ・戸別収集開始後の不法投棄について、違法性の周知やパトロールの実施、警察などの関係機関との連携、住民からの通報への迅速な対応などの対策の強化を図る。

##### ○柔軟な収集・運搬体制の形成

- ・平成 29 年 7 月の全品目戸別収集開始に併せて導入する 1 台の車両による複数品目の収集に向け、体制を整備するとともに、導入後は実施状況を確認、評価し必要に応じて見直す。

#### 2. 排出ルール順守の働きかけ

##### ○戸別収集の導入による直接指導の実施

- ・戸別収集の導入により、排出者の特定が容易になることから、直接指導によりルールの順守を働きかける。

##### ○集合住宅への指導の強化

- ・集合住宅の管理組合や理事会等を通じて、集合住宅の住民に対するルールの順守を働きかける。

##### ○広報やパンフレット等の活用による周知の継続

- ・広報や全戸配布のパンフレット等による分別協力や、排出ルールの徹底に向けた働きかけを継続していく。

#### (4) 中間処理、最終処分計画

柳泉園組合における共同処理、東京たま広域資源循環組合における焼却残渣のエコセメント化及び不燃残渣の再資源化事業を継続し、埋立処分量ゼロを維持する。

##### 1. 柳泉園組合における共同処理の継続

- 中間処理における適正な共同処理の継続
  - ・清瀬市、西東京市、柳泉園組合と連携し、安全かつ適正な共同処理を継続する。
- ごみ焼却処理施設（柳泉園クリーンポート）の施設整備計画
  - ・稼働から16年が経過した柳泉園クリーンポートの運営、管理に関しては、現在手続きを進めている「柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業」に基づき、基本性能を発揮させ、安定性、安全性を確保しつつ、効率的に運営、維持管理を行う。

##### 2. 焼却残渣の資源化の継続

- 焼却残渣の資源化
  - ・柳泉園組合の中間処理施設から排出される焼却残渣については、東京たま広域資源循環組合の管理するエコセメント化施設において資源化を継続する。

##### 3. 不燃残渣の資源化の継続

- 不燃残渣の資源化
  - ・柳泉園組合の中間処理施設から排出される不燃残渣については、再資源化事業を継続する。

## 第5章 生活排水処理基本計画

### 1 計画目標年度

本計画は、平成19年度に策定した計画に基づき、平成33年度を目標年度とします。

### 2 計画目標

全量完全水洗化を推進し、衛生的な処理事業を展開します。

### 3 生活排水の現状

#### (1) 下水道普及率の推移

平成27年度の公共下水道の普及率は99.5%となっています。

表5-1 下水道普及率

	H23	H24	H25	H26	H27
下水道普及率(%)	99.3	99.4	99.5	99.5	99.5

#### (2) し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移

し尿及び浄化槽汚泥の搬入量は減少傾向となっています。

表5-2 し尿・浄化槽汚泥の搬入量

	H23	H24	H25	H26	H27
し尿(kℓ/年)	451	255	240	240	196
浄化槽汚泥(kℓ/年)	207	196	175	161	142
単独処理浄化槽	207	196	175	161	142
合併処理浄化槽	0	0	0	0	0
合計	658	451	415	401	338

### (3) 収集・運搬方法

し尿及び浄化槽汚泥の収集は、市内全域の公共下水道未接続世帯を対象にしています。

し尿は委託業者が収集し、浄化槽汚泥は許可業者により随時収集運搬しています。収集したし尿及び浄化槽汚泥は、柳泉園組合のし尿処理施設に搬入します。

本市の生活排水の処理体系を図 5-1 に示します。また、本市の生活排水の処理主体を表 5-3 に示します。

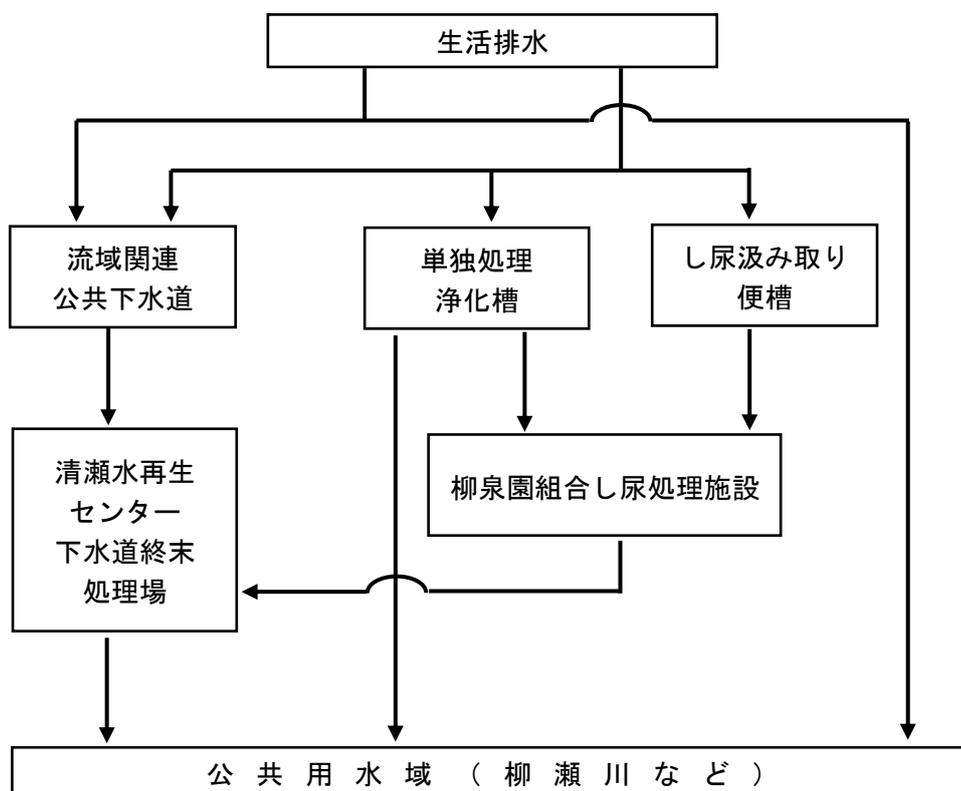


図 5-1 生活排水の処理体系

表 5-3 生活排水の処理主体

区分		生活雑排水	し尿	浄化槽汚泥
項目				
収集・運搬		—	許可業者	許可業者
処理	公共下水道	東京都	—	—
	単独処理浄化槽	—	個人・事業者	—
	し尿処理施設	—	柳泉園組合	

#### (4) 処理方法

柳泉園組合のし尿処理施設に搬入した、し尿及び浄化槽汚泥は適正処理された後、下水道に放流されます。前処理工程から発生するし渣及び汚水処理工程から発生する脱水汚泥は、同組合内のクリーンポートで焼却処分されます。

施設の概要を表 5-4 に示します。

表 5-4 し尿処理施設の概要

項目	内容
施設名称	柳泉園組合 し尿処理施設
所在地	東久留米市下里 4-3-10
種類	前処理脱水方式
処理能力	35kℓ/日
処理対象	し尿及び浄化槽汚泥
主要施設	前処理設備：破砕機、ドラムスクリーン、スクリュープレス 脱水設備：脱水機 脱臭設備：洗浄塔、ミストセパレーター、活性炭吸着塔
竣工	平成 8 年 3 月

#### (5) 生活排水処理の課題

市内の公共下水道未接続世帯は年々減少しており、それに伴ってし尿及び浄化槽汚泥の発生量も減少しています。そのため、し尿処理施設における処理単価は年々上昇しています。

### 4 生活排水排出量の予測

#### (1) 生活排水量の推計結果

生活排水量の推計結果を表 5-5、図 5-2 に示します。

表 5-5 し尿・浄化槽汚泥処理量の見込み

	実績値					推計値					
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
し尿(kℓ/年)	451	255	240	240	196	198	194	190	186	183	181
浄化槽汚泥(kℓ/年)	207	196	175	161	142	145	140	136	132	129	126

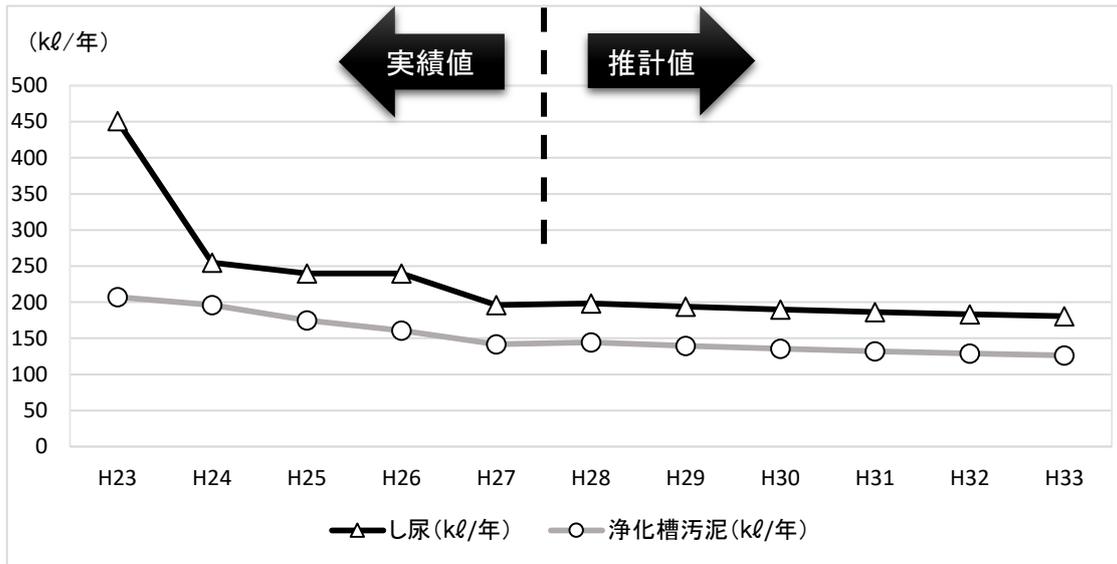


図 5-2 し尿・浄化槽汚泥処理量の見込み

## 5 生活排水の適正処理計画

### (1) 基本方針

生活排水はできる限り公共下水道で処理します。また、完全水洗化を推進しつつ、残存する汲み取り世帯から発生するし尿及び浄化槽汚泥については、衛生的なし尿処理事業を維持していきます。

### (2) 収集・運搬計画

収集・運搬は業者に委託して行います。収集件数は今後とも減少すると見込まれるため、可能な限り効率的な収集システムの構築を検討します。

### (3) 中間処理計画

し尿及び浄化槽汚泥の排出量は今後とも減量していきますが、中間処理については、清瀬市、西東京市、柳泉園組合と連携して共同処理を継続します。

## 資料編

### 1 ごみ排出量の予測

ごみ排出量推計方法の概要を以下に示します。

#### (1) 人口推計

将来人口推計は、市の人口ビジョンと整合を図り、平成 32 年度を 115,721 人、平成 37 年度を 114,050 人として設定し、その間、平成 32 年度までは等差級数的に 276 人減少、平成 32 年度から平成 33 年度までは 334 人減少させています。

#### (2) ごみの排出量の推計

##### 1) 推計方法

ごみの排出量の推計は、ごみの種類別に排出量原単位の実績によるトレンド推計を行い、ごみの減量目標や資源物の増量目標等の設定を行った原単位から、各ごみの種類別にごみ排出量 (t/年) を算出し、そのデータを積み上げます。

推計は時系列法で行っています。時系列法に用いた推計式は直線式、放物線式、一次指数式、べき乗式、ロジスティック式、半対数式とし、6 公式の特徴を資料-1 に示します。

## 資料-1 推計式

- ① 直線式  $Y = a + b T$
- ・過去のデータの伸びをそのまま推移させる公式。
  - ・増加あるいは減少傾向は一定。
- ② 放物線式  $Y = a + b T + c T^2$
- ・過去のデータの伸びを遡増または遡減させる公式。
  - ・増加あるいは減少傾向は最も急激。
- ③ 一次指数式  $Y = 10^{(a + b T)}$
- ・過去のデータの伸びを一定の比率で遡増または遡減させる公式。
- ④ べき乗式  $Y = c + b X^a$
- ・過去のデータの伸びを徐々に増加させる公式。
  - ・実績値が増加し続ける条件で、最もあてはまりが良いとされている。
- ⑤ ロジスティック式  $Y = \frac{c}{1 + e^{(b - a T)}}$
- ・過去のデータの伸びを成長曲線（S字曲線）で表現した公式。
  - ・はじめは増加傾向が大きくなり続け、ある時点（編曲点）からは増加傾向が小さくなり、最終的にある値に収束する。
- ⑥ 半対数式  $Y = a + b \cdot \log(X + 1)$
- ・過去のデータの増加傾向または減少傾向を時間とともに鈍化させる公式。

T：西暦

X：実績データの初年度を0とした場合の経過年数

## 2) 現状維持推計

平成 23 年度から平成 27 年度までの実績値からトレンド推計を行ったごみ排出量の将来推計を資料-2～資料-5 に示します。なお、原単位及び推計値は表示桁数以下の値が含まれるため、各合計等が一致しない場合があります。

資料-2 ごみ・資源排出量の推計値（現状維持）

区分	年度 単位	実績値						推計値						備考(推計値根拠等)
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	
人口	人	116,785	116,117	115,822	116,272	116,453	117,102	116,826	116,550	116,274	115,998	115,721	115,387	人口ビジョンの将来展望人口より
ごみ・資源排出量	t/年	34,080	33,683	33,173	33,956	33,538	32,949	32,677	32,600	32,469	32,321	32,169	32,007	-
家庭系ごみ(行政回収)	t/年	20,200	20,119	19,651	19,554	19,063	19,010	18,876	18,728	18,590	18,463	18,344	18,224	-
①燃やせるごみ	t/年	17,827	17,819	17,486	17,333	16,856	16,778	16,685	16,535	16,402	16,280	16,168	16,055	「燃やせるごみ(行政回収)原単位×人口×年間日数」により算出
②燃やせないごみ	t/年	2,234	2,168	2,047	2,121	2,114	2,135	2,106	2,109	2,105	2,100	2,096	2,089	「燃やせないごみ(行政回収)原単位×人口×年間日数」により算出
③粗大ごみ	t/年	97	93	80	64	58	60	54	51	49	47	45	44	「粗大ごみ(行政回収)原単位×人口×年間日数」により算出
④有害ごみ	t/年	42	39	38	36	35	37	31	33	35	35	35	36	「有害ごみ(行政回収)原単位×人口×年間日数」により算出
事業系ごみ(持込みごみ)	t/年	4,118	4,100	4,037	4,784	5,048	4,871	4,825	4,862	4,885	4,898	4,906	4,911	-
⑤燃やせるごみ	t/年	4,047	4,036	3,963	4,714	4,944	4,753	4,719	4,753	4,773	4,784	4,791	4,795	実績値からトレンド推計
⑥燃やせないごみ	t/年	29	25	26	20	50	48	40	41	41	41	41	41	実績値からトレンド推計
⑦粗大ごみ	t/年	42	39	48	50	54	70	66	68	70	72	74	75	実績値からトレンド推計
資源量	t/年	9,762	9,464	9,485	9,618	9,427	9,068	8,976	9,009	8,995	8,960	8,919	8,872	-
⑧行政回収資源量	t/年	5,888	5,779	5,907	6,123	6,050	6,010	5,814	5,904	5,938	5,947	5,945	5,935	-
古紙・古布類	t/年	1,395	1,337	1,116	1,226	1,192	1,226	1,198	1,203	1,202	1,199	1,196	1,193	「古紙・古布類(行政回収)原単位×人口×年間日数」により算出
びん類	t/年	1,139	1,118	1,127	1,142	1,124	1,054	1,093	1,086	1,080	1,074	1,068	1,063	「びん類(行政回収)原単位×人口×年間日数」により算出
缶類	t/年	399	395	368	381	362	361	355	352	350	349	350	353	「缶類(行政回収)原単位×人口×年間日数」により算出
ペットボトル	t/年	398	409	418	433	420	428	408	419	422	422	422	421	「ペットボトル(行政回収)原単位×人口×年間日数」により算出
容器包装プラスチック	t/年	1,422	1,409	1,415	1,403	1,396	1,411	1,246	1,318	1,357	1,376	1,384	1,386	「容器包装プラスチック(行政回収)原単位×人口×年間日数」により算出
剪定枝	t/年	26	23	21	37	28	33	30	31	31	31	31	30	「剪定枝(行政回収)原単位×人口×年間日数」により算出
行政・古紙・古布類	t/年	922	874	1,249	1,299	1,344	1,309	1,305	1,310	1,310	1,307	1,304	1,301	「行政・古紙・古布類(行政回収)原単位×人口×年間日数」により算出
行政・金属類	t/年	187	214	193	202	184	188	178	185	188	190	190	189	「行政・金属類(行政回収)原単位×人口×年間日数」により算出
⑨集団回収量	t/年	3,874	3,685	3,578	3,495	3,377	3,058	3,162	3,106	3,056	3,013	2,973	2,936	「集団回収(行政回収)原単位×人口×年間日数」により算出

資料-3 ごみ・資源の原単位の推計値（現状維持）

区分	年度 単位	実績値						推計値						備考(推計値根拠等)
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	
人口	人	116,785	116,117	115,822	116,272	116,453	117,102	116,826	116,550	116,274	115,998	115,721	115,387	-
ごみ・資源排出原単位	g/人日	799.5	792.6	784.7	800.1	789.0	768.8	766.3	766.3	765.1	763.1	761.6	760.0	-
家庭系ごみ(行政回収)	g/人日	473.9	473.4	464.8	460.8	448.5	443.5	442.7	440.2	438.0	436.1	434.3	432.7	-
①燃やせるごみ	g/人日	418.2	419.3	413.6	408.4	396.6	391.5	391.3	388.7	386.5	384.5	382.8	381.2	実績値からトレンド推計により算出
②燃やせないごみ	g/人日	52.4	51.0	48.4	50.0	49.7	49.8	49.4	49.6	49.6	49.6	49.6	49.6	実績値からトレンド推計により算出
③粗大ごみ	g/人日	2.3	2.2	1.9	1.5	1.4	1.4	1.3	1.2	1.2	1.1	1.1	1.0	実績値からトレンド推計により算出
④有害ごみ	g/人日	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8	0.9	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	実績値からトレンド推計により算出
事業系ごみ(持込みごみ)	g/人日	96.6	96.5	95.5	112.7	118.8	113.7	113.1	114.3	115.1	115.4	116.2	116.6	-
⑤燃やせるごみ	g/人日	94.9	95.0	93.7	111.1	116.3	110.9	110.7	111.7	112.5	112.7	113.4	113.8	燃やせるごみ(持込ごみ)搬入量/(人口×年間日数)
⑥燃やせないごみ	g/人日	0.7	0.6	0.6	0.5	1.2	1.1	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	燃やせないごみ(持込ごみ)搬入量/(人口×年間日数)
⑦粗大ごみ	g/人日	1.0	0.9	1.1	1.2	1.3	1.6	1.5	1.6	1.7	1.7	1.7	1.8	粗大ごみ(持込ごみ)搬入量/(人口×年間日数)
資源量	g/人日	229.0	222.7	224.4	226.6	221.8	211.6	210.5	211.8	211.9	211.6	211.2	210.6	-
⑧行政回収資源量	g/人日	138.1	136.0	139.7	144.3	142.3	140.2	136.3	138.8	139.9	140.5	140.8	140.9	-
古紙・古布類	g/人日	32.7	31.5	26.4	28.9	28.0	28.6	28.1	28.3	28.3	28.3	28.3	28.3	実績値からトレンド推計により算出
びん類	g/人日	26.7	26.3	26.7	26.9	26.4	24.6	25.6	25.5	25.4	25.4	25.3	25.2	実績値からトレンド推計により算出
缶類	g/人日	9.4	9.3	8.7	9.0	8.5	8.4	8.3	8.3	8.2	8.3	8.3	8.4	実績値からトレンド推計により算出
ペットボトル	g/人日	9.3	9.6	9.9	10.2	9.9	10.0	9.6	9.8	9.9	10.0	10.0	10.0	実績値からトレンド推計により算出
容器包装プラスチック	g/人日	33.4	33.2	33.5	33.1	32.8	32.9	29.2	31.0	32.0	32.5	32.8	32.9	実績値からトレンド推計により算出
剪定枝	g/人日	0.6	0.5	0.5	0.9	0.7	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	実績値からトレンド推計により算出
行政・古紙・古布類	g/人日	21.6	20.6	29.5	30.6	31.6	30.5	30.6	30.8	30.9	30.9	30.9	30.9	実績値からトレンド推計により算出
行政・金属類	g/人日	4.4	5.0	4.6	4.8	4.3	4.4	4.2	4.4	4.4	4.5	4.5	4.5	実績値からトレンド推計により算出
⑨集団回収量	g/人日	90.9	86.7	84.6	82.4	79.4	71.3	74.2	73.0	72.0	71.2	70.4	69.7	実績値からトレンド推計により算出

資料-4 資源化量の推計値（現状維持）

区分	年度 単位	実績値						推計値						備考(推計値根拠等)
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	
資源化量	t/年	12,975	12,883	12,811	12,956	12,734	12,292	12,166	12,187	12,158	12,110	12,054	11,992	
直接資源化	t/年	2,394	2,520	2,878	2,941	2,952	2,941	2,759	2,844	2,885	2,903	2,908	2,906	
容器包装プラスチック	t/年	1,259	1,409	1,415	1,403	1,396	1,411	1,246	1,318	1,357	1,376	1,384	1,386	容器包装プラスチック(行政回収)と同値
剪定枝	t/年	26	23	21	37	28	33	30	31	31	31	31	30	剪定枝(行政回収)と同値
行政・古紙・古布類	t/年	922	874	1,249	1,299	1,344	1,309	1,305	1,310	1,310	1,307	1,304	1,301	行政・古紙・古布類(行政回収)と同値
行政・金属類	t/年	187	214	193	202	184	188	178	185	188	190	190	189	行政・金属類(行政回収)と同値
中間処理後資源化	t/年	6,707	6,678	6,355	6,520	6,405	6,293	6,245	6,237	6,217	6,194	6,172	6,150	
焼却処理施設・エコセメント化	t/年	3,038	3,118	3,104	3,043	3,051	2,944	2,923	2,909	2,894	2,880	2,866	2,852	H27焼却処理施設の処理量との比率により算出
焼却処理施設・残渣中の鉄分	t/年	136	124	97	83	91	93	92	92	91	91	91	90	H27焼却処理施設の処理量との比率により算出
粗大ごみ処理施設・有価物回収	t/年	49	51	60	142	135	127	124	125	124	124	124	124	H27粗大ごみ処理施設の処理量との比率により算出
粗大ごみ処理施設・再利用化量(固形燃料化)	t/年	250	235	234	242	235	244	239	239	239	239	238	237	H27粗大ごみ処理施設の処理量との比率により算出
リサイクルセンター・資源化量	t/年	3,192	3,111	2,822	2,974	2,858	2,848	2,835	2,839	2,833	2,825	2,818	2,811	リサイクルセンターの資源化量と同値
保管・有害ごみ	t/年	42	39	38	36	35	37	31	33	35	35	35	36	有害ごみ(行政回収)と同値
集団回収	t/年	3,874	3,685	3,578	3,495	3,377	3,058	3,162	3,106	3,056	3,013	2,973	2,936	
紙類	t/年	3,801	3,609	3,464	3,406	3,276	3,010	3,113	3,057	3,008	2,965	2,927	2,890	H27集団回収との比率により算出
布類	t/年	50	53	61	66	76	24	25	24	24	24	23	23	H27集団回収との比率により算出
アルミ類	t/年	23	23	23	23	25	24	25	24	24	24	23	23	H27集団回収との比率により算出
紙パック	t/年	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	H27集団回収との比率により算出
ごみ・資源排出量	t/年	34,080	33,683	33,173	33,956	33,538	32,949	32,677	32,600	32,469	32,321	32,169	32,007	ごみ・資源の総排出量
資源化率	%	38.1	38.2	38.6	38.2	38.0	37.3	37.2	37.4	37.4	37.5	37.5	37.5	資源化量/ごみ・資源排出量

※資源化量 = 直接資源化量+中間処理後資源化量+集団回収量

資料-5 施設ごとの処理量の推計値（現状維持）

区分	年度 単位	実績値						推計値						備考(推計値根拠等)
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	
焼却処理施設の処理量	t/年	23,933	23,810	23,220	23,813	23,563	23,361	23,196	23,084	22,967	22,853	22,744	22,630	-
処理量	t/年	21,874	21,855	21,449	22,047	21,800	21,531	21,403	21,288	21,175	21,064	20,959	20,850	-
家庭系ごみ(燃やせるごみ)	t/年	17,827	17,819	17,486	17,333	16,856	16,778	16,685	16,535	16,402	16,280	16,168	16,055	可燃ごみ(行政回収)と同値
事業系ごみ(燃やせるごみ)	t/年	4,047	4,036	3,963	4,714	4,944	4,753	4,719	4,753	4,773	4,784	4,791	4,795	可燃ごみ(持込ごみ)と同値
選別残渣	t/年	2,059	1,955	1,771	1,766	1,763	1,830	1,793	1,795	1,793	1,789	1,785	1,780	-
粗大ごみ処理施設	t/年	2,059	1,955	1,771	1,766	1,763	1,830	1,793	1,795	1,793	1,789	1,785	1,780	粗大ごみ処理施設の可燃残渣と同値
内処 理	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
埋立処分	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資源化	t/年	3,174	3,242	3,201	3,126	3,142	3,037	3,016	3,001	2,986	2,971	2,957	2,942	-
エコセメント化	t/年	3,038	3,118	3,104	3,043	3,051	2,944	2,923	2,909	2,894	2,880	2,866	2,852	H27焼却施設の処理量との比率により算出
残渣中の鉄分	t/年	136	124	97	83	91	93	92	92	91	91	91	90	H27焼却施設の処理量との比率により算出
粗大ごみ処理施設の処理量	t/年	2,417	2,341	2,218	2,271	2,290	2,327	2,280	2,283	2,280	2,275	2,270	2,264	-
家庭系ごみ・燃やせないごみ	t/年	2,234	2,168	2,047	2,121	2,114	2,135	2,106	2,109	2,105	2,100	2,096	2,089	燃やせないごみ(行政回収)と同値
家庭系ごみ・粗大ごみ	t/年	97	93	80	64	58	60	54	51	49	47	45	44	粗大ごみ(行政回収)と同値
事業系ごみ・燃やせないごみ	t/年	29	25	26	20	50	48	40	41	41	41	41	41	燃やせないごみ(持込ごみ)と同値
事業系ごみ・粗大ごみ	t/年	42	39	48	50	54	70	66	68	70	72	74	75	粗大ごみ(持込ごみ)と同値
選別残渣	t/年	15	16	17	16	14	14	14	14	14	14	14	14	-
リサイクルセンター夾雑物	t/年	15	16	17	16	14	14	14	14	14	14	14	14	リサイクルセンターの不燃残渣と同値
内処 理	t/年	2,059	1,955	1,771	1,766	1,763	1,830	1,793	1,795	1,793	1,789	1,785	1,780	H27粗大ごみ処理施設の処理量との比率により算出
可燃残渣	t/年	2,059	1,955	1,771	1,766	1,763	1,830	1,793	1,795	1,793	1,789	1,785	1,780	H27粗大ごみ処理施設の処理量との比率により算出
資源化	t/年	299	286	294	384	370	371	364	364	363	363	362	361	-
有価物回収	t/年	49	51	60	142	135	127	124	125	124	124	124	124	H27粗大ごみ処理施設の処理量との比率により算出
再利用化量(固形燃料化)	t/年	250	235	234	242	235	244	239	239	239	239	238	237	H27粗大ごみ処理施設の処理量との比率により算出
リサイクルセンターの処理量	t/年	3,331	3,259	3,029	3,182	3,098	3,069	3,055	3,059	3,053	3,045	3,037	3,029	-
古紙・古布類	t/年	1,395	1,337	1,116	1,226	1,192	1,226	1,198	1,203	1,202	1,199	1,196	1,193	古紙・古布類(行政回収)と同値
びん類	t/年	1,139	1,118	1,127	1,142	1,124	1,054	1,093	1,086	1,080	1,074	1,068	1,063	びん類(行政回収)と同値
缶類	t/年	399	395	368	381	362	361	355	352	350	349	350	353	缶類(行政回収)と同値
ペットボトル	t/年	398	409	418	433	420	428	408	419	422	422	422	421	ペットボトル(行政回収)と同値
白色トレイ	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不燃残渣(夾雑物)	t/年	15	16	17	16	14	14	14	14	14	14	14	14	H27リサイクルセンターの処理量との比率により算出
資源化	t/年	3,192	3,111	2,822	2,974	2,858	2,848	2,835	2,839	2,833	2,825	2,818	2,811	-
古紙・古布類	t/年	1,479	1,391	1,102	1,214	1,184	1,190	1,185	1,186	1,184	1,181	1,178	1,175	H27リサイクルセンターの処理量との比率により算出
びん類	t/年	921	925	935	958	904	875	871	872	870	868	866	864	H27リサイクルセンターの処理量との比率により算出
缶類	t/年	392	387	367	371	354	356	354	355	354	353	352	351	H27リサイクルセンターの処理量との比率により算出
ペットボトル	t/年	379	392	399	412	398	412	410	411	410	409	408	407	H27リサイクルセンターの処理量との比率により算出
白色トレイ	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	H27リサイクルセンターの処理量との比率により算出
固形燃料化	t/年	7	6	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	H27リサイクルセンターの処理量との比率により算出
屑ガラス	t/年	14	10	12	12	12	9	9	9	9	9	9	9	H27リサイクルセンターの処理量との比率により算出
保管	t/年	42	39	38	36	35	37	31	33	35	35	35	36	-
有害ごみ	t/年	42	39	38	36	35	37	31	33	35	35	35	36	有害ごみ(行政回収)と同値
処理 内容	t/年	42	39	38	36	35	37	31	33	35	35	35	36	-
資源化	t/年	42	39	38	36	35	37	31	33	35	35	35	36	-
有害ごみ	t/年	42	39	38	36	35	37	31	33	35	35	35	36	有害ごみ(行政回収)と同値

### 3) 施策の効果による推計

家庭系ごみ量は、平成 29 年度にごみ処理有料化を導入することから、その効果を考慮して、目標値を設定しています。また、事業系ごみについても、平成 33 年度までに減少するよう数値目標を定めています。本計画における新たな施策の体系による想定効果を資料-6 に示します。

また、新たな施策の体系における効果を反映させた推計結果を資料-7～資料-10 に示します。なお、原単位及び推計値は表示桁数以下の値が含まれるため、各合計等が一致しない場合があります。

資料-6 有料化等の取り組み効果の増減

ごみ・資源の対象	増減量
可燃ごみ（原単位）	平成 30 年度に平成 29 年度の推計値から 12%の減量、その後 3%ずつ減量
不燃ごみ（原単位）	平成 30 年度に平成 29 年度の推計値から 12%の減量、その後 1%ずつ減量
容器包装プラスチック、行政（古紙・古布類）、行政（金属類）	平成 27 年度の実績値から毎年度 1%ずつ増量
古紙・古布類	平成 27 年度の実績値から毎年度 2%ずつ増量
集団回収	平成 27 年度の実績値から毎年度 1.8%ずつ増量
可燃ごみ（持込ごみ）	平成 27 年度の実績値から毎年度 2%ずつ減量
不燃ごみ（持込ごみ）	平成 27 年度の実績値から毎年度 1%ずつ減量

資料-7 ごみ・資源排出量の推計値（施策の効果による推計）

区分	年度 単位	実績値						推計値						備考(推計値根拠等)
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	
人口	人	116,785	116,117	115,822	116,272	116,453	117,102	116,826	116,550	116,274	115,998	115,721	115,387	人口ビジョンの将来展望人口より
ごみ・資源排出量	t/年	34,080	33,683	33,173	33,956	33,538	32,949	32,790	32,645	30,368	29,946	29,404	28,938	-
家庭系ごみ(行政回収)	t/年	20,200	20,119	19,651	19,554	19,063	19,010	18,876	18,728	16,451	16,002	15,480	15,010	-
①燃やせるごみ	t/年	17,827	17,819	17,486	17,333	16,856	16,778	16,685	16,535	14,516	14,086	13,594	13,148	「燃やせるごみ(行政回収)原単位×人口×年間日数」により算出
②燃やせないごみ	t/年	2,234	2,168	2,047	2,121	2,114	2,135	2,106	2,109	1,851	1,833	1,806	1,782	「燃やせないごみ(行政回収)原単位×人口×年間日数」により算出
③粗大ごみ	t/年	97	93	80	64	58	60	54	51	49	47	45	44	「粗大ごみ(行政回収)原単位×人口×年間日数」により算出
④有害ごみ	t/年	42	39	38	36	35	37	31	33	35	35	35	36	「有害ごみ(行政回収)原単位×人口×年間日数」により算出
事業系ごみ(持込みごみ)	t/年	4,118	4,100	4,037	4,784	5,048	4,871	4,764	4,674	4,585	4,497	4,411	4,327	-
⑤燃やせるごみ	t/年	4,047	4,036	3,963	4,714	4,944	4,753	4,658	4,565	4,473	4,384	4,296	4,210	平成27年度の実績値から毎年度2%ずつの減量
⑥燃やせないごみ	t/年	29	25	26	20	50	48	40	41	41	41	41	41	実績値からトレンド推計
⑦粗大ごみ	t/年	42	39	48	50	54	70	66	68	70	72	74	75	実績値からトレンド推計
資源量	t/年	9,762	9,464	9,485	9,618	9,427	9,068	9,150	9,243	9,332	9,446	9,512	9,601	-
⑧行政回収資源量	t/年	5,888	5,779	5,907	6,123	6,050	6,010	6,053	6,098	6,137	6,193	6,217	6,257	-
古紙・古布類	t/年	1,395	1,337	1,116	1,226	1,192	1,226	1,244	1,266	1,288	1,315	1,334	1,357	「古紙・古布類(行政回収)原単位×人口×年間日数」により算出
びん類	t/年	1,139	1,118	1,127	1,142	1,124	1,054	1,093	1,086	1,080	1,077	1,068	1,063	「びん類(行政回収)原単位×人口×年間日数」により算出
缶類	t/年	399	395	368	381	362	361	355	352	350	350	350	353	「缶類(行政回収)原単位×人口×年間日数」により算出
ペットボトル	t/年	398	409	418	433	420	428	408	419	422	423	422	421	「ペットボトル(行政回収)原単位×人口×年間日数」により算出
容器包装プラスチック	t/年	1,422	1,409	1,415	1,403	1,396	1,411	1,418	1,429	1,440	1,454	1,461	1,472	「容器包装プラスチック(行政回収)原単位×人口×年間日数」により算出
剪定枝	t/年	26	23	21	37	28	33	30	31	31	31	31	30	「剪定枝(行政回収)原単位×人口×年間日数」により算出
行政・古紙・古布類	t/年	922	874	1,249	1,299	1,344	1,309	1,315	1,325	1,335	1,349	1,356	1,365	「行政・古紙・古布類(行政回収)原単位×人口×年間日数」により算出
行政・金属類	t/年	187	214	193	202	184	188	189	190	192	194	195	196	「行政・金属類(行政回収)原単位×人口×年間日数」により算出
⑨集団回収量	t/年	3,874	3,685	3,578	3,495	3,377	3,058	3,097	3,146	3,195	3,253	3,295	3,344	「集団回収(行政回収)原単位×人口×年間日数」により算出

資料-8 ごみ・資源の原単位の推計値（施策の効果による推計）

区分	年度 単位	実績値						推計値						備考(推計値根拠等)
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	
人口	人	116,785	116,117	115,822	116,272	116,453	117,102	116,826	116,550	116,274	115,998	115,721	115,387	-
ごみ・資源排出原単位	g/人日	799.5	792.6	784.7	800.1	789.0	768.8	769.0	767.4	715.5	705.3	696.1	687.1	-
家庭系ごみ(行政回収)	g/人日	473.9	473.4	464.8	460.8	448.5	443.5	442.7	440.2	387.6	376.9	366.5	356.4	-
①燃やせるごみ	g/人日	418.2	419.3	413.6	408.4	396.6	391.5	391.3	388.7	342.0	331.8	321.8	312.2	平成30年度に平成29年度の推計値から12%減量、その後毎年度3%減量
②燃やせないごみ	g/人日	52.4	51.0	48.4	50.0	49.7	49.8	49.4	49.6	43.6	43.2	42.8	42.3	平成30年度に平成29年度の推計値から12%減量、その後毎年度1%減量
③粗大ごみ	g/人日	2.3	2.2	1.9	1.5	1.4	1.4	1.3	1.2	1.2	1.1	1.1	1.0	実績値からトレンド推計により算出
④有害ごみ	g/人日	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8	0.9	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	実績値からトレンド推計により算出
事業系ごみ(持込みごみ)	g/人日	96.6	96.5	95.5	112.7	118.8	113.7	111.7	109.9	108.0	105.9	104.4	102.7	-
⑤燃やせるごみ	g/人日	94.9	95.0	93.7	111.1	116.3	110.9	109.2	107.3	105.4	103.3	101.7	100.0	燃やせるごみ(持込ごみ)搬入量/(人口×年間日数)
⑥燃やせないごみ	g/人日	0.7	0.6	0.6	0.5	1.2	1.1	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	燃やせないごみ(持込ごみ)搬入量/(人口×年間日数)
⑦粗大ごみ	g/人日	1.0	0.9	1.1	1.2	1.3	1.6	1.5	1.6	1.7	1.7	1.7	1.8	粗大ごみ(持込ごみ)搬入量/(人口×年間日数)
資源量	g/人日	229.0	222.7	224.4	226.6	221.8	211.6	214.6	217.3	219.9	222.5	225.2	228.0	-
⑧行政回収資源量	g/人日	138.1	136.0	139.7	144.3	142.3	140.2	142.0	143.3	144.6	145.9	147.2	148.6	-
古紙・古布類	g/人日	32.7	31.5	26.4	28.9	28.0	28.6	29.2	29.8	30.4	31.0	31.6	32.2	平成27年度の実績値から毎年度2%ずつの増加
びん類	g/人日	26.7	26.3	26.7	26.9	26.4	24.6	25.6	25.5	25.4	25.4	25.3	25.2	実績値からトレンド推計により算出
缶類	g/人日	9.4	9.3	8.7	9.0	8.5	8.4	8.3	8.3	8.2	8.3	8.3	8.4	実績値からトレンド推計により算出
ペットボトル	g/人日	9.3	9.6	9.9	10.2	9.9	10.0	9.6	9.8	9.9	10.0	10.0	10.0	実績値からトレンド推計により算出
容器包装プラスチック	g/人日	33.4	33.2	33.5	33.1	32.8	32.9	33.3	33.6	33.9	34.3	34.6	34.9	平成27年度の実績値から毎年度1%ずつの増加
剪定枝	g/人日	0.6	0.5	0.5	0.9	0.7	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	実績値からトレンド推計により算出
行政・古紙・古布類	g/人日	21.6	20.6	29.5	30.6	31.6	30.5	30.8	31.2	31.5	31.8	32.1	32.4	平成27年度の実績値から毎年度1%ずつの増加
行政・金属類	g/人日	4.4	5.0	4.6	4.8	4.3	4.4	4.4	4.5	4.5	4.6	4.6	4.7	平成27年度の実績値から毎年度1%ずつの増加
⑨集団回収量	g/人日	90.9	86.7	84.6	82.4	79.4	71.3	72.6	73.9	75.3	76.6	78.0	79.4	平成27年度の実績値から毎年度1.8%ずつの増加

資料-9 資源化量の推計値（施策の効果による推計）

区分	年度 単位	実績値						推計値						備考(推計値根拠等)
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	
資源化量	t/年	12,975	12,883	12,811	12,956	12,734	12,292	12,330	12,392	12,139	12,181	12,163	12,176	
直接資源化	t/年	2,394	2,520	2,878	2,941	2,952	2,941	2,952	2,975	2,997	3,028	3,043	3,064	
容器包装プラスチック	t/年	1,259	1,409	1,415	1,403	1,396	1,411	1,418	1,429	1,440	1,454	1,461	1,472	容器包装プラスチック(行政回収)と同値
剪定枝	t/年	26	23	21	37	28	33	30	31	31	31	31	30	剪定枝(行政回収)と同値
行政・古紙・古布類	t/年	922	874	1,249	1,299	1,344	1,309	1,315	1,325	1,335	1,349	1,356	1,365	行政・古紙・古布類(行政回収)と同値
行政・金属類	t/年	187	214	193	202	184	188	189	190	192	194	195	196	行政・金属類(行政回収)と同値
中間処理後資源化	t/年	6,707	6,678	6,355	6,520	6,405	6,293	6,280	6,271	5,947	5,899	5,825	5,768	
焼却処理施設・エコセメント化	t/年	3,038	3,118	3,104	3,043	3,051	2,944	2,916	2,885	2,594	2,527	2,451	2,382	H27焼却処理施設の処理量との比率により算出
焼却処理施設・残渣中の鉄分	t/年	136	124	97	83	91	93	92	91	82	80	77	75	H27焼却処理施設の処理量との比率により算出
粗大ごみ処理施設・有価物回収	t/年	49	51	60	142	135	127	124	125	111	110	108	107	H27粗大ごみ処理施設の処理量との比率により算出
粗大ごみ処理施設・再利用化量(固形燃料化)	t/年	250	235	234	242	235	244	239	239	212	211	208	205	H27粗大ごみ処理施設の処理量との比率により算出
リサイクルセンター・資源化量	t/年	3,192	3,111	2,822	2,974	2,858	2,848	2,878	2,898	2,914	2,937	2,946	2,963	リサイクルセンターの資源化量と同値
保管・有害ごみ	t/年	42	39	38	36	35	37	31	33	35	35	35	36	有害ごみ(行政回収)と同値
集団回収	t/年	3,874	3,685	3,578	3,495	3,377	3,058	3,097	3,146	3,195	3,253	3,295	3,344	
紙類	t/年	3,801	3,609	3,464	3,406	3,276	3,010	3,049	3,096	3,144	3,202	3,243	3,292	H27集団回収との比率により算出
布類	t/年	50	53	61	66	76	24	24	25	25	26	26	26	H27集団回収との比率により算出
アルミ類	t/年	23	23	23	23	25	24	24	25	25	26	26	26	H27集団回収との比率により算出
紙パック	t/年	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	H27集団回収との比率により算出
ごみ・資源排出量	t/年	34,080	33,683	33,173	33,956	33,538	32,949	32,790	32,645	30,368	29,946	29,404	28,938	ごみ・資源の総排出量
資源化率	%	38.1	38.2	38.6	38.2	38.0	37.3	37.6	38.0	40.0	40.7	41.4	42.1	資源化量/ごみ・資源排出量

※資源化量 = 直接資源化量+中間処理後資源化量+集団回収量

資料-10 施設ごとの処理量の推計値（施策の効果による推計）

区分	年度 単位	実績値						推計値						備考(推計値根拠等)
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	
焼却処理施設の処理量	t/年	23,933	23,810	23,220	23,813	23,563	23,361	23,136	22,895	20,583	20,049	19,448	18,898	-
処理量	t/年	21,874	21,855	21,449	22,047	21,800	21,531	21,342	21,100	18,990	18,470	17,890	17,358	-
家庭系ごみ(燃やせるごみ)	t/年	17,827	17,819	17,486	17,333	16,856	16,778	16,685	16,535	14,516	14,086	13,594	13,148	可燃ごみ(行政回収)と同値
事業系ごみ(燃やせるごみ)	t/年	4,047	4,036	3,963	4,714	4,944	4,753	4,658	4,565	4,473	4,384	4,296	4,210	可燃ごみ(持込ごみ)と同値
選別残渣	t/年	2,059	1,955	1,771	1,766	1,763	1,830	1,793	1,795	1,593	1,579	1,558	1,540	-
粗大ごみ処理施設	t/年	2,059	1,955	1,771	1,766	1,763	1,830	1,793	1,795	1,593	1,579	1,558	1,540	粗大ごみ処理施設の可燃残渣と同値
内処 訳理														
埋立処分	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資源化	t/年	3,174	3,242	3,201	3,126	3,142	3,037	3,008	2,976	2,676	2,606	2,528	2,457	-
エコセメント化	t/年	3,038	3,118	3,104	3,043	3,051	2,944	2,916	2,885	2,594	2,527	2,451	2,382	H27焼却施設の処理量との比率により算出
残渣中の鉄分	t/年	136	124	97	83	91	93	92	91	82	80	77	75	H27焼却施設の処理量との比率により算出
粗大ごみ処理施設の処理量	t/年	2,417	2,341	2,218	2,271	2,290	2,327	2,280	2,283	2,026	2,008	1,981	1,958	-
家庭系ごみ・燃やせないごみ	t/年	2,234	2,168	2,047	2,121	2,114	2,135	2,106	2,109	1,851	1,833	1,806	1,782	燃やせないごみ(行政回収)と同値
家庭系ごみ・粗大ごみ	t/年	97	93	80	64	58	60	54	51	49	47	45	44	粗大ごみ(行政回収)と同値
事業系ごみ・燃やせないごみ	t/年	29	25	26	20	50	48	40	41	41	41	41	41	燃やせないごみ(持込ごみ)と同値
事業系ごみ・粗大ごみ	t/年	42	39	48	50	54	70	66	68	70	72	74	75	粗大ごみ(持込ごみ)と同値
選別残渣	t/年	15	16	17	16	14	14	14	14	14	14	14	15	-
リサイクルセンター夾雑物	t/年	15	16	17	16	14	14	14	14	14	14	14	15	リサイクルセンターの不燃残渣と同値
内処 訳理														
可燃残渣	t/年	2,059	1,955	1,771	1,766	1,763	1,830	1,793	1,795	1,593	1,579	1,558	1,540	H27粗大ごみ処理施設の処理量との比率により算出
資源化	t/年	299	286	294	384	370	371	364	364	323	320	316	312	-
有価物回収	t/年	49	51	60	142	135	127	124	125	111	110	108	107	H27粗大ごみ処理施設の処理量との比率により算出
再利用化量(固形燃料化)	t/年	250	235	234	242	235	244	239	239	212	211	208	205	H27粗大ごみ処理施設の処理量との比率により算出
リサイクルセンターの処理量	t/年	3,331	3,259	3,029	3,182	3,098	3,069	3,101	3,122	3,140	3,165	3,175	3,193	-
古紙・古布類	t/年	1,395	1,337	1,116	1,226	1,192	1,226	1,244	1,266	1,288	1,315	1,334	1,357	古紙・古布類(行政回収)と同値
びん類	t/年	1,139	1,118	1,127	1,142	1,124	1,054	1,093	1,086	1,080	1,077	1,068	1,063	びん類(行政回収)と同値
缶類	t/年	399	395	368	381	362	361	355	352	350	350	350	353	缶類(行政回収)と同値
ペットボトル	t/年	398	409	418	433	420	428	408	419	422	423	422	421	ペットボトル(行政回収)と同値
白色トレイ	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不燃残渣(夾雑物)	t/年	15	16	17	16	14	14	14	14	14	14	14	15	H27リサイクルセンターの処理量との比率により算出
資源化	t/年	3,192	3,111	2,822	2,974	2,858	2,848	2,878	2,898	2,914	2,937	2,946	2,963	-
古紙・古布類	t/年	1,479	1,391	1,102	1,214	1,184	1,190	1,202	1,211	1,217	1,227	1,231	1,238	H27リサイクルセンターの処理量との比率により算出
びん類	t/年	921	925	935	958	904	875	884	890	895	902	905	910	H27リサイクルセンターの処理量との比率により算出
缶類	t/年	392	387	367	371	354	356	360	362	364	367	368	370	H27リサイクルセンターの処理量との比率により算出
ペットボトル	t/年	379	392	399	412	398	412	416	419	421	425	426	429	H27リサイクルセンターの処理量との比率により算出
白色トレイ	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	H27リサイクルセンターの処理量との比率により算出
固形燃料化	t/年	7	6	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	H27リサイクルセンターの処理量との比率により算出
屑ガラス	t/年	14	10	12	12	12	9	9	9	9	9	9	9	H27リサイクルセンターの処理量との比率により算出
保管	t/年	42	39	38	36	35	37	31	33	35	35	35	36	-
有害ごみ	t/年	42	39	38	36	35	37	31	33	35	35	35	36	有害ごみ(行政回収)と同値
処理 内容														
資源化	t/年	42	39	38	36	35	37	31	33	35	35	35	36	-
有害ごみ	t/年	42	39	38	36	35	37	31	33	35	35	35	36	有害ごみ(行政回収)と同値

## 2 東久留米市廃棄物減量等推進審議会

### 平成28年度東久留米市廃棄物減量等推進審議会 審議経過

区分	会議日時場所	会議内容
第1回	平成28年8月30日（火） 午後2時～ 市役所7階701会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員委嘱</li> <li>・会長及び副会長選出</li> <li>・会議日程の説明</li> </ul>
第2回	平成28年9月28日（水） 午後2時～ 市役所7階701会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の振り返り</li> <li>・課題と今後の方針</li> <li>・新たな施策</li> </ul>
第3回	平成28年10月24日（月） 午後2時～ 市役所7階701会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の振り返り</li> <li>・将来推計</li> <li>・目標値の設定</li> <li>・新たな施策の体系</li> </ul>
第4回	平成28年11月28日（月） 午後2時～ 市役所7階703会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の振り返り</li> <li>・東久留米市一般廃棄物処理基本計画素案（案）</li> <li>・答申書（案）</li> </ul>
第5回	平成29年2月1日（水） 午後2時～ 市役所7階701会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申</li> </ul>

### 平成29年度東久留米市廃棄物減量等推進審議会 審議経過

第6回	平成29年5月15日（月） 午後2時～ 市役所4階庁議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東久留米市一般廃棄物処理基本計画の修正について</li> </ul>
-----	------------------------------------	--

平成28年度及び平成29年度東久留米市廃棄物減量等推進審議会委員 名簿

◎会長 ○副会長

(敬称略)

区 分	氏 名	備 考
学識経験者	◎ 松波 淳也	法政大学経済学部教授
資源事業者	○ 紺野 武郎	東多摩再資源化事業協同組合常任顧問
学識経験者	佐藤 元昭	柳泉園組合技術課長
大規模事業者	工藤 登志也	イオン東久留米店人事総務課長
商工会	井田 清治	東久留米市商工会会長
市 民	酒井 康子	公募市民委員
〃	桑原 留里子	公募市民委員
〃	齋藤 朋矢	公募市民委員
〃	松田 弘昭	公募市民委員
〃	田原 悟子	公募市民委員

### 3 用語集

#### あ行

##### R P F（固形燃料）

R P F（Refuse Paper&Plastic Fuel の略）で古紙やプラスチックを原料とした高カロリーの固形燃料のこと。

##### 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のこと。家庭での日常生活から生じる廃棄物（家庭ごみ）。

##### 一般廃棄物処理計画

廃棄物処理法第6条に基づき、区市町村がその区域内の一般廃棄物の適正な処理を行うために定める計画。長期的視点に立った基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、基本計画に基づき年度ごとに定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成される。

##### エコセメント

ごみの焼却で発生する焼却灰や下水処理によって発生する汚泥等を主な原料として製造されたセメントのこと。

#### か行

##### 家庭ごみ

一般家庭から排出される「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「有害ごみ」、「資源物」等のこと。

##### 戸別収集

ごみ収集の方式の1つで、戸建住宅を対象に各建物の前に排出されたごみを1軒ごとに収集する方式のこと。

## **さ行**

### **最終処分**

中間処理によって発生した焼却灰などを埋立処分すること。

### **産業廃棄物**

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法及び政令で定める燃え殻、汚泥、廃油、廃酸等 20 種類の廃棄物及び輸入された廃棄物をいう。

### **事業系ごみ**

事業活動に伴って生じた廃棄物のこと。事業系一般廃棄物と産業廃棄物がある。

### **資源有効利用促進法**

正式名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 13 年 4 月施行）。

廃棄物（副産物等）の発生抑制、部品等の再使用、使用済み製品等の原材料としての再利用を総合的に推進するために、事業者が取り組むべき事項を定めている。

### **焼却残渣**

廃棄物を焼却処理した後に残る焼却灰等のこと。

### **循環型社会**

「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会に代わるものとして提示された概念。

製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し（再使用、再生利用、熱回収の順）、最後にどうしても利用できないものは適正な処分を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

### **循環型社会形成推進基本法**

平成 13 年 1 月施行。

循環型社会の実現に向け、国民、事業者、地方公共団体、国の役割を定めている。特に、国民及び事業者の排出者責任を明らかにするとともに、拡大生産者責任の考え方を位置付けたことが特徴となっている。

## 浄化槽汚泥

水洗式便所と連結して、し尿及び生活雑排水を処理し、下水道以外に放流するための設備を浄化槽といい、そこから発生する汚泥のこと。

## 食品ロス

食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品。例えば食べ残しや、安売りなどで大量に買ったが食べきれなかった食品（手つかず食品）、野菜の皮を厚くむき過ぎたもの（過剰除去）などといった、本来食べられるのに廃棄される食品のこと。

## 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）

ごみの発生抑制（リデュース：廃棄物になる量を抑制すること）、再使用（リユース：繰り返し使用すること）、再生利用（リサイクル：資源として再び利用すること）を総称して3 R（スリーアール）という。

## 生活排水

し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水をいう。また、「生活雑排水」とは、生活排水のうちし尿を除くものをいう。

## た行

## 中間処理

可燃ごみの焼却処理や不燃ごみの破碎処理など、ごみを減量・減容すること。鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

## は行

### 廃棄物処理法

正式名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 46 年 9 月施行）。

高度経済成長に伴い多くの公害問題が顕在化した昭和 45 年に制定された、廃棄物の処理に関する基本的な制度を定める一般法。

### 排出原単位

ごみの排出量を 1 人 1 日あたりの量に換算した数値をいう。

### 排出者責任

廃棄物等を排出する者が、適正なりサイクル等の処理に関する責任を負うべきとの考え方。廃棄物処理に伴う環境負荷の原因者はその廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられ、その考え方の根本は汚染者負担の原則にある。

## ま・や・ら行

### 持込ごみ

事業者や区が許可した一般廃棄物処理業者によって、清掃工場や埋立処分場などに直接持ち込まれる事業系一般廃棄物のことをいう。

## 東久留米市一般廃棄物処理基本計画

発行年月：平成29年3月（平成29年5月一部見直し）

発行：東久留米市

企画編集：東久留米市環境安全部ごみ対策課

東久留米市八幡町2丁目10番10号

電話：042-473-2117